

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 車両及び路面電車の交通方法</p> <p>第一節 第十二節（略）</p> <p>第十三節 自転車の交通方法の特例（第六十三条の三 第六十三条の十）</p> <p>第四章 運転者及び使用者の義務</p> <p>第一節 運転者の義務（第六十四条 第七十一条の六）</p> <p>第二節 第三節（略）</p> <p>第四章の二 第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>二 本線車道 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。）又は自動車専用道路（道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）の本線車線により構成する車道をいう。</p> <p>三 三〇三 三〇三三（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（通行区分）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定により歩道を通行する歩行者は、第六十三条の四第二項</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 車両及び路面電車の交通方法</p> <p>第一節 第十二節（略）</p> <p>第十三節 自転車の交通方法の特例（第六十三条の三 第六十三条の九）</p> <p>第四章 運転者及び使用者の義務</p> <p>第一節 運転者の義務（第六十四条 第七十一条の五）</p> <p>第二節 第三節（略）</p> <p>第四章の二 第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>二 本線車道 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。）又は自動車専用道路（道路法第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）の本線車線により構成する車道をいう。</p> <p>三 三〇三 三〇三三（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（通行区分）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p>

に規定する普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない。

(通行方法の指示)

第十五条 警察官等は、第十条第一項若しくは第二項、第十二条又は第十三条の規定に違反して道路を通行している歩行者に対し、当該各条に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。

(罰則) (略)

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 (略)

(罰則) 第一百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第二項)

(駐車を禁止する場所)

第四十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則) 第一項及び第二項については第一百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第二項)

(停車又は駐車の方法)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

(罰則) 第一項については第一百十九条の三第一項第四号、第二項及び第三項については第一百十九条の二第一項第二号、第一百十九条の三第一項第四号)

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 (略)

(罰則) 第一百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第二項)

(通行方法の指示)

第十五条 警察官等は、第十条、第十二条又は第十三条の規定に違反して道路を通行している歩行者に対し、当該各条に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。

(罰則) (略)

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 (略)

(罰則) 第一百十九条の三第一項第一号、同条第二項、第一百十九条の四第一項第一号、同条第二項)

(駐車を禁止する場所)

第四十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則) 第一項及び第二項については第一百十九条の三第一項第一号、同条第二項、第一百十九条の四第一項第一号、同条第二項)

(停車又は駐車の方法)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

(罰則) 第一項については第一百十九条の四第一項第四号、第二項及び第三項については第一百十九条の三第一項第二号、第一百十九条の四第一項第四号)

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 (略)

(罰則) 第一百十九条の三第一項第一号、同条第二項、第一百十九条の四第一項第一号、同条第二項)

(時間制限駐車区間)

第四十九条 公安委員会は、時間を限つて同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であることが道路標識等により指定されている道路の区間(以下「時間制限駐車区間」という。)について、当該時間制限駐車区間における駐車適正を確保するため、パーキング・メーター(内閣府令で定める機能を有するものに限る。以下同じ。)(又はパーキング・チケット(内閣府令で定める様式の標章であつて、発給を受けた時刻その他内閣府令で定める事項を表示するものをいう。以下同じ。))を発給するための設備で内閣府令で定める機能を有するもの(以下「パーキング・チケット発給設備」という。))を設置し、及び管理するものとする。

- 2| 前項に定めるもののほか、公安委員会は、時間制限駐車区間において駐車しようとする車両の運転者に対する情報の提供、時間制限駐車区間において駐車する車両の整理その他時間制限駐車区間における駐車適正を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 3| 公安委員会は、第一項のパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務並びに前項に規定する措置に関する事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)
第四十九条の二 (略)

- 2 車両は、時間制限駐車区間においては、当該駐車につき前条第一項のパーキング・メーターが車両を感知した時又は同項のパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けた時から

(時間制限駐車区間)

第四十九条 公安委員会は、時間を限つて同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であることが道路標識等により指定されている道路の区間(以下「時間制限駐車区間」という。)について、当該時間制限駐車区間における駐車適正を確保するため、パーキング・メーター(内閣府令で定める機能を有するものに限る。以下同じ。))を設置し、及び管理するものとする。

- 2| 公安委員会は、時間制限駐車区間について、道路の構造その他道路又は交通の状況から判断してパーキング・メーターを設置することが適当でないとき、前項の規定にかかわらず、パーキング・チケット(内閣府令で定める様式の標章であつて、発給を受けた時刻その他内閣府令で定める事項を表示するものをいう。以下同じ。))を発給するための設備で内閣府令で定める機能を有するもの(以下「パーキング・チケット発給設備」という。))を設置し、及び管理することができる。

- 3| 前二項に定めるもののほか、公安委員会は、時間制限駐車区間において駐車しようとする車両の運転者に対する情報の提供、時間制限駐車区間において駐車する車両の整理その他時間制限駐車区間における駐車適正を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4| 公安委員会は、第一項のパーキング・メーター及び第二項のパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務並びに前項に規定する措置に関する事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)
第四十九条の二 (略)

- 2 車両は、時間制限駐車区間においては、当該駐車につき前条第一項のパーキング・メーターが車両を感知した時又は同条第二項のパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けた

、それぞれ道路標識等により表示されている時間を超えて引き続き駐車してはならない。

3 (略)

4 車両の運転者は、時間制限駐車区間において車両を駐車したときは、政令で定めるところにより、前条第一項のパーキング・メーターを直ちに作動させ、又は同項のパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を直ちに受けて、これを当該車両が駐車している間(当該パーキング・チケットの発給を受けた時から道路標識等により表示されている時間を経過する時まで)に限る。)、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

5 (略)

(罰則 第二項及び第五項後段については第百十九条の三第一項第一号、同条第二項 第三項については第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項 第四項については第百十九条の三第一項第三号、同条第二項)

(時間制限駐車区間の路上駐車場に関する特例)

第百十九条の四 (略)

2 時間制限駐車区間に設置されている路上駐車場に係る道路の部分のうち、駐車場法第六条第一項に規定する路上駐車場管理者によりパーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備が設置されているものについては、当該パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備を第百十九条第一項のパーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備とみなして、第百十九条の二の規定を適用する。

3 (略)

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 車両が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条若しくは第四十九条の第二項、第三項若しくは第五項後段の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において

時から、それぞれ道路標識等により表示されている時間を超えて引き続き駐車してはならない。

3 (略)

4 車両の運転者は、時間制限駐車区間において車両を駐車したときは、政令で定めるところにより、前条第一項のパーキング・メーターを直ちに作動させ、又は同条第二項のパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を直ちに受けて、これを当該車両が駐車している間(当該パーキング・チケットの発給を受けた時から道路標識等により表示されている時間を経過する時まで)に限る。)、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

5 (略)

(罰則 第二項及び第五項後段については第百十九条の四第一項第一号、同条第二項 第三項については第百十九条の三第一項第一号、同条第二項、第百十九条の四第一項第一号、同条第二項 第四項については第百十九条の四第一項第三号、同条第二項)

(時間制限駐車区間の路上駐車場に関する特例)

第百十九条の四 (略)

2 時間制限駐車区間に設置されている路上駐車場に係る道路の部分のうち、駐車場法第六条第一項に規定する路上駐車場管理者によりパーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備が設置されているものについては、当該パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備を第百十九条第一項のパーキング・メーター又は同条第二項のパーキング・チケット発給設備とみなして、第百十九条の二の規定を適用する。

3 (略)

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 車両が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条若しくは第四十九条の第二項、第三項若しくは第五項後段の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条第二項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において

当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の二第四項の規定に違反していると認められるとき（次条第一項及び第五十一条の四第一項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。）は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者（以下この条において「運転者等」という。）に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべきことを命ずることができる。

2）9（略）

10）警察署長は、前項の規定による公示をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

11）第七項から前項までに定めるもののほか、第六項の規定により保管した車両の返還に必要事項は、政令で定める。

12）（略）

13）（略）

14）第十二項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

15）第二項、第三項又は第五項から第十一項までの規定による車両の移動、車両の保管、公示その他の措置に要した費用は、当該車両の運転者等又は使用者若しくは所有者（以下第五十一条の二の二までにおいて「使用者等」という。）の負担とする。

16）（略）

17）（略）

18）（略）

19）（略）

20）第八項の規定による告知の日又は第九項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお第六項の規定により保管した車両（第十二項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該車両の所有権は、当該警察署の属する都道府県に帰属する。

当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の二第四項の規定に違反していると認められるとき（次条第一項及び第五十一条の四第一項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。）は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者（以下この条及び第五十一条の三において「運転者等」という。）に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべきことを命ずることができる。

2）9（略）

10）前三項に定めるもののほか、第六項の規定により保管した車両の返還に必要事項は、政令で定める。

11）（略）

12）（略）

13）第十一項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

14）第二項、第三項又は第五項から第十項までの規定による車両の移動、車両の保管、公示その他の措置に要した費用は、当該車両の運転者等又は使用者若しくは所有者（以下第五十一条の三までにおいて「使用者等」という。）の負担とする。

15）（略）

16）（略）

17）（略）

18）（略）

19）第八項の規定による告知の日又は第九項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第六項の規定により保管した車両（第十一項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該車両の所有権は、当該警察署の属する都道府県に帰属する。

21| 警察署長は、第十二項の規定による車両（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）による登録を受けた自動車に限る。以下この項において同じ。）の売却、第十三項の規定による車両の廃棄又は前項の規定による車両の所有権の都道府県への帰属があつたときは、政令で定めるところにより、当該車両について、これらの処分等に係る同法による登録を国土交通大臣又は同法第百五条第一項若しくは第二項の規定により委任を受けた者に囑託しなければならない。

22| 第六項、第七項及び第九項から第二十項までの規定は、第六項の規定により保管した車両に積載物があつた場合における当該積載物について準用する。この場合において、第七項中「使用者」とあるのは、「所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）」と、第九項中「前項」とあるのは、「第二十二項において読み替えて準用する第七項」と、「知ることができない」とあるのは、「知ることができず、かつ、当該積載物の所有者以外の者に当該積載物を返還することが困難であると認められる」と、第十一項中「第七項から前項まで」とあるのは、「第二十二項において読み替えて準用する第七項及び前二項」と、第十二項中「第八項の規定による告知の日又は」とあるのは、「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第二十二項において読み替えて準用する第七項の規定による当該積載物の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは、「費用若しくは手数」と、第十五項中「第二項、第三項又は第五項から第十一項までの規定による車両の移動」とあるのは、「第二十二項において準用する第六項、第七項又は第九項から第十一項までの規定による」と、「運転者等又は使用者若しくは所有者（以下第五十一条の二において「使用者等」という。）とあるのは「所有者等」と、第十六項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、第二十項中「第八項の規定による」とあるのは「第二十二項において読み替えて準用する第七項の規定による」と読み替えて準用する第七項の規定による」と読み替えるものとする。

(罰則) (略)

(報告徴収等)

第五十一条の二の二 警察署長は、第五十一条の規定の施行のため必要

20| 警察署長は、第十一項の規定による車両（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）による登録を受けた自動車に限る。以下この項において同じ。）の売却、第十二項の規定による車両の廃棄又は前項の規定による車両の所有権の都道府県への帰属があつたときは、政令で定めるところにより、当該車両について、これらの処分等に係る同法による登録を国土交通大臣又は同法第百五条第一項若しくは第二項の規定により委任を受けた者に囑託しなければならない。

21| 第六項、第七項及び第九項から第十九項までの規定は、第六項の規定により保管した車両に積載物があつた場合における当該積載物について準用する。この場合において、第七項中「使用者」とあるのは、「所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）」と、第九項中「前項」とあるのは、「第二十一項において読み替えて準用する第七項」と、「知ることができない」とあるのは、「知ることができず、かつ、当該積載物の所有者以外の者に当該積載物を返還することが困難であると認められる」と、第十項中「前三項」とあるのは、「第二十一項において読み替えて準用する第七項及び前項」と、第十一項中「第八項の規定による告知の日又は」とあるのは、「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第二十一項において読み替えて準用する第七項の規定による当該積載物の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは、「費用若しくは手数」と、第十四項中「第二項、第三項又は第五項から第十項までの規定による車両の移動」とあるのは、「第二十一項において準用する第六項、第七項、第九項又は第十項の規定による」と、「運転者等又は使用者若しくは所有者（以下第五十一条の三までにおいて「使用者等」という。）とあるのは「所有者等」と、第十五項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、第十九項中「第八項の規定による」とあるのは「第二十一項において読み替えて準用する第七項の規定による当該積載物の所有者に対する」と読み替えるものとする。

(罰則) (略)

があるとき、同条第六項の規定により保管した車両の使用
者等その他の関係者又は同条第二十二項において準用する同条第六項
の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物につ
いて権原を有する者その他の関係者に対し、当該車両又は積載物に関
し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察署長は、第五十一条の規定の施行のため必要があると認めると
きは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることが
できる。

(車両移動保管関係事務の委託)

第五十一条の三 警察署長は、第五十一条第五項及び第六項(同条第二
十二項において準用する場合を含む。)の規定による車両(積載物を
含む。以下この項において同じ。)の移動及び保管に関する事務(当
該車両の移動、返還、売却及び廃棄の決定、同条第十六項の規定によ
る命令、滞納処分その他の政令で定めるものを除く。)の全部又は一
部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

2 前項の規定により警察署長から事務の委託を受けた法人の役員若し
くは職員又はこれらの職にあつた者は、当該事務に関して知り得た秘
密を漏らしてはならない。

(罰則 第二項については第百七十七条の四第一号)

(指定車両移動保管機関)

第五十一条の三 警察署長は、第五十一条第五項及び第六項(同条第二
十一項において準用する場合を含む。)の規定による車両(積載物を
含む。以下この条において同じ。)の移動及び保管に係る事務(警察
署長が同条第五項の規定により移動すべきものとして指示した車両の
移動及び保管に係るものに限る。以下「車両移動保管事務」という。
(の全部又は一部を、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四
条の規定により設立された法人であつて、当該事務を適正かつ確実に
実施することができる)と認められるものとして公安委員会があらかじ
め指定する者(以下「指定車両移動保管機関」という。)に行わせる
ことができる。

2 公安委員会は、指定車両移動保管機関の財産の状況又はその事務の
運営に関し改善が必要であると認めるときは、指定車両移動保管機関
に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 公安委員会は、指定車両移動保管機関が前項の規定による命令に違
反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

4 指定車両移動保管機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた
者は、車両移動保管事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 車両移動保管事務に従事する指定車両移動保管機関の役員又は職員
は、刑法(明治四十年法律第四十五号)(その他の罰則の適用に関して
は、法令により公務に従事する職員とみなす。

6 指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行ったときは、当該車

両の運転者等又は使用者等は、実費を勘案して都道府県公安委員会規則で定める額の負担金を当該指定車両移動保管機関に、その定める期限までにその定める場所において納付しなければならない。

7| 指定車両移動保管機関は、前項の車両の運転者等又は使用者等が納付の期限を経過しても負担金を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、指定車両移動保管機関は、負担金につき年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料の納付を求めることができる。

8| 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに負担金並びに同項後段の延滞金及び手数料（以下この条において「負担金等」という。）を納付しないときは、指定車両移動保管機関は、警察署長に対し、その徴収を申請することができる。

9| 警察署長は、前項の規定による負担金等の徴収の申請があつたときは、地方税の滞納処分等の例により負担金等を徴収するものとする。この場合においては、指定車両移動保管機関は、警察署長の徴収した金額の百分の四に相当する金額を当該警察署の属する都道府県に納付しなければならない。

10| 第五十一条第七項から第十四項まで、第十七項後段、第十八項及び第十九項（これらの規定を同条第二十一項において準用する場合を含む。）並びに第二十項の規定は、指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務について準用する。この場合において、同条第十四項中「第二項、第三項又は第五項」とあるのは「第五項」と、同条第十七項後段中「負担金等」とあるのは「第五十一条の三第八項の負担金等」と、同条第十八項中「負担金等」は、当該警察署の属する都道府県の収入とする」とあるのは「第五十一条の三第八項の負担金等は、当該指定車両移動保管機関の収入とする」と、同条第二十項中「政令で定めるところにより」とあるのは「当該警察署長に対し」と、「嘱託しなければならない」とあるのは「嘱託するよう申請しなければならない」と、この場合において、警察署長は、政令で定めるところにより、当該申請に係る登録をこれらの者に嘱託しなければならない」と読み替えるものとする。

11| 指定車両移動保管機関は、前項において準用する第五十一条第十一

(報告徴収等)

第五十一条の五 (略)

2 (略)

(罰則) 第一項については第百十九条の三第一項第五号、第二百二十三条

(確認事務の委託)

第五十一条の八 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。

一 (略)

二 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうち次のいずれかに該当する者のある法人

イ (略)

口 禁錮以上の刑に処せられ、又は第百十九条の二第一項第三号の

項及び第十二項(同条第二十一項において準用する場合を含む。)の規定により車両を売却し、又は廃棄しようとするときは、政令で定めるところにより、警察署長の承認を受けなければならない。

12 負担金等の請求権は、五年間行わない場合においては、時効により消滅する。

13 第七項の規定による督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

14 指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務に係る処分については、公安委員会に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

15 前各項に定めるもののほか、指定車両移動保管機関及びその行う車両移動保管事務に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(罰則) 第四項については第百十七条の五第三号)

(報告徴収等)

第五十一条の五 (略)

2 (略)

(罰則) 第一項については第百十九条の四第一項第五号、第二百二十三条

(確認事務の委託)

第五十一条の八 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。

一 (略)

二 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうち次のいずれかに該当する者のある法人

イ (略)

口 禁錮以上の刑に処せられ、又は第百十九条の三第一項第三号の

罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

八〇へ (略)

4〇7 (略)

(放置車両確認機関)

第五十一条の十二 (略)

2〇6 (略)

7 確認事務に従事する放置車両確認機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 (略)

(罰則) (略)

(普通自転車歩道通行)

第六十三条の四 普通自転車は、次に掲げるときは、第十七条第一項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

一 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。

二 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分(道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分)(以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。)(があるときは、当該普通自転車通行指定部分)を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部

罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

八〇へ (略)

4〇7 (略)

(放置車両確認機関)

第五十一条の十二 (略)

2〇6 (略)

7 確認事務に従事する放置車両確認機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 (略)

(罰則) (略)

(普通自転車歩道通行)

第六十三条の四 普通自転車は、第十七条第一項の規定にかかわらず、道路標識等により通行することができることとされている歩道を通行することができる。

2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分)を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。

分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

(罰則) (略)

(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)

第六十三条の十 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

(無免許運転の禁止)

第六十四条 何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで(第九十条第五項、第三百三条第一項若しくは第四項、第三百三条の二第一項、第四百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第三百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。)、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

(罰則) (略)

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条 (略)

2 何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。

3 何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

4 何人も、車両(トローリーバス及び道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業(以下単に「旅客自動車運送事業」という。))の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第一百七七条の二の二第四号及び第一百七七条の三の二第二号において同じ。()の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反し

(罰則) (略)

(無免許運転の禁止)

第六十四条 何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで(第九十条第四項、第三百三条第一項若しくは第三項、第三百三条の二第一項、第四百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第三百三条第三項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。)、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

(罰則) (略)

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条 (略)

2 何人も、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

て運転する車両に同乗してはならない。

(罰則 第一項については第百十七條の二第一号、第百十七條の二の二第一号、第二項については第百十七條の二第二号、第百十七條の二の二第二号、第三項については第百十七條の二の二第三号、第百十七條の三の二第一号、第四項については第百十七條の二の二第二号、第百十七條の三の二第二号)

(過労運転等の禁止)

第六十六條 (略)

(罰則 第百十七條の二第三号、第百十七條の二の二第五号)

(危険防止の措置)

第六十七條 (略)

2 前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に関しこの法律(第六十四條、第六十五條第一項、第六十六條、第七十一條の四第三項から第六項まで並びに第八十五條第五項及び第六項を除く。)若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分を違反し、又は車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊(以下「交通事故」という。)を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があるときは、当該車両等の運転者に対し、第九十二條第一項の運転免許証又は第百七條の二の國際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

3 (略)

4 前三項の場合において、当該車両等の運転者が第六十四條、第六十五條第一項、第六十六條、第七十一條の四第三項から第六項まで又は第八十五條第五項若しくは第六項の規定に違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができる。

(罰則 第一項については第百十九條第一項第八号、第三項については第百十八條の二)

(罰則 第一項については第百十七條の二第一号、第百十七條の四第三号)

(過労運転等の禁止)

第六十六條 (略)

(罰則 第百十七條の二第一号の二、第百十七條の四第四号)

(危険防止の措置)

第六十七條 (略)

2 | 3 (略)

3 前二項の場合において、当該車両等の運転者が第六十四條、第六十五條第一項、第六十六條、第七十一條の四第三項から第六項まで又は第八十五條第五項若しくは第六項の規定に違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができる。

(罰則 第一項については第百十九條第一項第八号、第二項については第百十九條の二)

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
い。

一五の三 (略)

五の四 自動車運転する場合において、第七十一条の五第一項から第三項まで若しくは第七十一条の六第一項若しくは第二項に規定する者又は第八十四条第二項に規定する仮運転免許を受けた者が表示自動車(第七十一条の五第一項から第三項まで、第七十一条の六第一項若しくは第二項又は第八十七条第三項に規定する標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。)を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に第二十六条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

五の五・六 (略)

(罰則 (略))

(普通自動車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の三 (略)

2 自動車の運転者は、座席ベルトを装着しない者を運転者席以外の乗車装置(当該乗車装置につき座席ベルトを備えなければならないこととされているものに限る。以下この項において同じ。)に乗車させて自動車を運転してはならない。ただし、幼児(適切に座席ベルトを装着させるに足りる座高を有するものを除く。以下この条において同じ。)を当該乗車装置に乗車させるとき、疾病のため座席ベルトを装着させることが療養上適当でない者を当該乗車装置に乗車させるとき、その他政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
い。

一五の三 (略)

五の四 自動車を運転する場合において、第七十一条の五第一項から第三項までに規定する者又は第八十四条第二項に規定する仮運転免許を受けた者が表示自動車(第七十一条の五第一項から第三項まで又は第八十七条第三項に規定する標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。)を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に第二十六条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

五の五・六 (略)

(罰則 (略))

(普通自動車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の三 (略)

2 自動車の運転者は、座席ベルトを装着しない者を運転者席の横の乗車装置(当該乗車装置につき座席ベルトを備えなければならないこととされているものに限る。以下この条において同じ。)に乗車させて自動車を運転してはならない。ただし、幼児(適切に座席ベルトを装着させるに足りる座高を有するものを除く。以下この条において同じ。)を当該乗車装置に乗車させるとき、疾病のため座席ベルトを装着させることが療養上適当でない者を当該乗車装置に乗車させるとき、その他政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 自動車の運転者は、他の者を運転者席の横の乗車装置以外の乗車装置に乗車させて自動車を運転するときは、その者に座席ベルトを装着させるように努めなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 | (略)

(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の四 (略)

2 | 7 (略)

(罰則 第三項から第六項までについては第百十九条の三第一項第六号)

(初心運転者標識等の表示義務)

第七十一条の五 (略)

2 | 第八十五条第一項若しくは第二項又は第八十六条第一項若しくは第二項の規定により普通自動車運転することが出来る免許(以下この条及び次条において「普通自動車対応免許」という。)を受けた者で七十五歳以上のものは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

3 | 普通自動車対応免許を受けた者で七十歳以上七十五歳未満のものは、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運転するように努めなければならない。

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第九号の三、同条第二項)

第七十一条の六 普通自動車対応免許を受けた者で政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に当該普通自動車対応免許に条件を付され

4 | (略)

(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の四 (略)

2 | 7 (略)

(罰則 第三項から第六項までについては第百十九条の四第一項第六号)

(初心運転者標識等の表示義務)

第七十一条の五 (略)

2 | 第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を受けた者で七十歳以上のものは、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運転するように努めなければならない。

3 | 第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を受けた者で肢体不自由であることを理由に当該免許に条件を付されているものは、当該肢体不自由が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運転するように努めなければならない。

(罰則 第一項については第百二十一条第一項第九号の三、同条第二項)

ているものは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

2 普通自動車対応免許を受けた者で肢体不自由であることを理由に当該普通自動車対応免許に条件を付されているものは、当該肢体不自由が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運転するように努めなければならない。

(罰則 第一項については第二百一十一条第一項第九号の三、同条第二項)

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員(以下この節において「運転者等」という。)は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者(運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。)は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署(派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。)の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

2
4 (略)

(罰則 第一項前段については第一百七十七条第一項、同条第二項、第一百七十七条の五第一号 第一項後段については第一百九条第一項第十号 第二項については第二百一十条第一項第十一号の二)

第七十二条の二 (略)

2 (略)

3 第五十一条第七項及び第九項から第二十一項まで並びに第五十一条

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 車両等の交通による人の死傷又は物の損壊(以下「交通事故」という。)があつたときは、当該車両等の運転者その他の乗務員(以下この節において「運転者等」という。)は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者(運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。)は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署(派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。)の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

2
4 (略)

(罰則 第一項前段については第一百七十七条、第一百七十七条の五第一号 第一項後段については第一百九条第一項第十号 第二項については第二百一十条第一項第十一号の二)

第七十二条の二 (略)

2 (略)

3 第五十一条第七項及び第九項から第二十項までの規定は、前二項の

の二の二の規定は、前二項の規定による措置に係る損壊物等について準用する。この場合において、第五十一条第七項中「使用者」とあるのは、「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者（以下この条及び第五十一条の二において「所有者等」という。）と、同条第九項中「前項」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該損壊物等の所有者以外の者に当該損壊物等を返還することが困難であると認められる」と、同条第十一項中「第七項から前項まで」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項及び前二項」と、同条第十二項中「第八項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項の規定による当該損壊物等の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数」と、同条第十五項中「運転者等又は使用者若しくは所有者（以下第五十一条の二の二までにおいて「使用者等」という。）とあるのは「所有者等」と、同条第十六項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、同条第二十項中「第八項の規定による」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項の規定による当該損壊物等の所有者に対する」と、第五十一条の二の二第一項中「同条第六項の規定により保管した車両の使用者等その他の関係者又は同条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者」とあるのは「第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等の所有者等」と読み替えるものとする。

（安全運転管理者等）

第七十四条の三 自動車の使用（道路運送法の規定による自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽自動車運送事業を営業者を除く。以下同じ。）及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その

規定による措置に係る損壊物等について準用する。この場合において、同条第七項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）と、同条第九項中「前項」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該損壊物等の所有者以外の者に当該損壊物等を返還することが困難であると認められる」と、同条第十項中「前三項」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項及び前項」と、同条第十一項中「第八項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項の規定による当該損壊物等の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数」と、同条第十四項中「運転者等又は使用者若しくは所有者（以下第五十一条の二までにおいて「使用者等」という。）とあるのは「所有者等」と、同条第十五項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、同条第十九項中「第八項の規定による」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項の規定による当該損壊物等の所有者に対する」と読み替えるものとする。

（安全運転管理者等）

第七十四条の三 自動車の使用（道路運送法の規定による自動車運送事業者（道路運送車両法の規定による軽自動車を使用して貨物を運送する事業を営業者を除く。以下同じ。）及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府

他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。

278 (略)

(罰則 (略))

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 自動車(重被牽引車を含む。以下この条、次条第一項及び第七十五条の二の第二項において同じ。)の使用者(安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。)は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

一 第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けている者(第七七条の二の規定により国際運転免許証又は外国運転免許証で自動車を運転することができることとされている者を含む。以下この項において同じ。)でなければ運転することができないこととされている自動車を当該運転免許を受けている者以外の者(第九十条第五項、第九十三条第一項若しくは第四項、第九十三条の二第一項、第九十四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第九十三条第四項の規定により当該運転免許の効力が停止されている者を含む。)が運転すること。

277 (略)

278 (略)

(罰則 第一項第一号については第九十七條の四第三号、第九十三條 第一項第二号及び第五号については第九十八條第一項第四号、第九十三條 第一項第三号については第九十七條の二第四号、第九十七條の二の二第六号、第九十三條 第一項第四号については第九十七條の二第五号、第九十七條の二の二第七号、第九十三條 第一項第六号については第九十八條第一項第五号、第九十九條 第一項第十一号、第九十三條 第一項第七号については第九十九條の二第二項第三号、第九十三條 第二項については第九十九條 第一項第十二号、第九十三條 第十一項については第九十一條 第一項第九号)

令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。

278 (略)

(罰則 (略))

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 自動車(重被牽引車を含む。以下この条、次条第一項及び第七十五条の二の第二項において同じ。)の使用者(安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。)は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

一 第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けている者(第七七条の二の規定により国際運転免許証又は外国運転免許証で自動車を運転することができることとされている者を含む。以下この項において同じ。)でなければ運転することができないこととされている自動車を当該運転免許を受けている者以外の者(第九十条第四項、第九十三条第一項若しくは第三項、第九十三条の二第一項、第九十四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第九十三条第三項の規定により当該運転免許の効力が停止されている者を含む。)が運転すること。

277 (略)

278 (略)

(罰則 第一項第一号については第九十七條の四第五号、第九十三條 第一項第二号及び第五号については第九十八條第一項第四号、第九十三條 第一項第三号については第九十七條の二第二号、第九十七條の二の二第六号、第九十三條 第一項第四号については第九十七條の二第三号、第九十七條の二の二第七号、第九十三條 第一項第六号については第九十八條第一項第五号、第九十九條 第一項第十一号、第九十三條 第一項第七号については第九十九條の二第三号、第九十三條 第二項については第九十九條 第一項第十二号、第九十三條 第十一項については第九十一條 第一項第九号)

(停車及び駐車禁止)
第七十五条の八 (略)

2 第五十条の二、第五十一条及び第五十一条の二の規定は、自動車
が前項の規定に違反して停車し、又は駐車していると認められる場
合について準用する。この場合において、第五十一条第三項中「当該
車両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない道路
上の場所」とあるのは「政令で定める場所」と、同条第四項中「当該車
両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地
域内の道路上に当該車両を移動する場所がないとき」とあるのは「前
項の政令で定める場所に当該車両を移動することができないとき」と
、同条第五項中「駐車場、空地、第三項に規定する場所以外の道路
上の場所その他の場所」とあるのは「第三項に規定する場所以外の場所
」と読み替えるものとする。

3 (略)
(罰則 第一項については第百十九条の二第一項第二号、第百十九
条の三第一項第四号 第二項については第百十九条第一項第三号)

(第一種免許)
第八十五条 (略)

2 9 (略)
10 第一種免許を受けた者は、第二項の規定により運転することができ
る自動車又は第四項の規定により牽引自動車によつて重被牽引車を牽
引して当該牽引自動車を運転することができる場合における当該重被
牽引車が旅客自動車運送事業の用に供される自動車(以下「旅客自動
車」という。)又は旅客自動車運送事業の用に供される重被牽引車(以
下「旅客用車両」という。)であるときは、第二項及び第四項の規
定にかかわらず、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、
当該旅客自動車を運転し、又は牽引自動車によつて当該旅客用車両を
牽引して当該牽引自動車を運転することはできない。

11 (略)
(罰則 (略))

(停車及び駐車禁止)
第七十五条の八 (略)

2 第五十条の二及び第五十一条の規定は、自動車
が前項の規定に違反して停車し、又は駐車していると認められる場
合について準用する。この場合において、同条第三項中「当該車
両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない道路
上の場所」とあるのは「政令で定める場所」と、同条第四項中「当該車
両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地
域内の道路上に当該車両を移動する場所がないとき」とあるのは「前
項の政令で定める場所に当該車両を移動することができないとき」と
、同条第五項中「駐車場、空地、第三項に規定する場所以外の道路
上の場所その他の場所」とあるのは「第三項に規定する場所以外の場所
」と読み替えるものとする。

3 (略)
(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第二号、第百十九
条の四第一項第四号 第二項については第百十九条第一項第三号)

(第一種免許)
第八十五条 (略)

2 9 (略)
10 第一種免許を受けた者は、第二項の規定により運転することができ
る自動車又は第四項の規定により牽引自動車によつて重被牽引車を牽
引して当該牽引自動車を運転することができる場合における当該重被
牽引車が道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業(以
下「旅客自動車運送事業」という。)の用に供される自動車(以下「
旅客自動車」という。)又は旅客自動車運送事業の用に供される重被
牽引車(以下「旅客用車両」という。)であるときは、第二項及び第
四項の規定にかかわらず、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する
目的で、当該旅客自動車を運転し、又は牽引自動車によつて当該旅客
用車両を牽引して当該牽引自動車を運転することはできない。

11 (略)
(罰則 (略))

(免許の欠格事由)

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許又は第二種免許を与えない。

一 (略)

二 第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否(同項第三号又は第七号に該当することを理由とするものを除く。)をされた日から起算して同条第九項の規定により指定された期間を経過していない者若しくは免許を保留されている者若しくは同条第二項の規定による免許の拒否をされた日から起算して同条第十項の規定により指定された期間を経過していない者又は同条第五項の規定により免許を取り消された日から起算して同条第九項の規定により指定された期間を経過していない者若しくは免許の効力を停止されている者若しくは同条第六項の規定により免許を取り消された日から起算して同条第十項の規定により指定された期間を経過していない者

三 第一百三十一条若しくは第四項の規定による免許の取消し(同条第一項(第四号を除く。)に係るものに限る。)をされた日から起算して同条第七項の規定により指定された期間(第一百三十一条の二第一項の規定により免許の効力を停止された者が当該事案について免許を取り消された場合にあつては、当該指定された期間から当該免許の効力が停止されていた期間を除いた期間。以下この号において同じ。)を経過していない者若しくは第一百三十二条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し(同条第四項の規定による免許の取消しにあつては、同条第二項に係るものに限る。)をされた日から起算して同条第八項の規定により指定された期間を経過していない者又は同条第一項若しくは第四項、第一百三十二条の二第一項、第四百四条の二の三第一項若しくは同条第三項において準用する第一百三十二条第四項の規定により免許の効力が停止されている者

四 第一百七条の五第一項若しくは第二項、同条第九項において準用する第一百三十二条第四項又は第一百七条の五第十項において準用する第一百三十二条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止されている者

2・3 (略)

(免許の欠格事由)

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許又は第二種免許を与えない。

一 (略)

二 第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否(同項第三号又は第七号に該当することを理由とするものを除く。)をされた日から起算して同条第七項の規定により指定された期間を経過していない者若しくは免許を保留されている者又は同条第四項の規定により免許を取り消された日から起算して同条第七項の規定により指定された期間を経過していない者若しくは免許の効力を停止されている者

三 第一百三十一条若しくは第三項の規定による免許の取消し(同条第一項(第四号に該当することを理由とするものを除く。)をされた日から起算して同条第六項の規定により指定された期間(第一百三十二条の二第一項の規定により免許の効力を停止された者が当該事案について免許を取り消された場合にあつては、当該指定された期間から当該免許の効力が停止されていた期間を除いた期間)を経過していない者又はこれらの規定若しくは第一百三十二条の二第一項、第四百四条の二の三第一項若しくは同条第三項において準用する第一百三十二条第三項の規定により免許の効力が停止されている者

四 第一百七条の五第一項、同条第八項において準用する第一百三十二条第三項又は第一百七条の五第九項において準用する第一百三十二条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止されている者

2・3 (略)

(免許の拒否等)

第九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者(当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過していない者に限る。)に対し、免許を与えなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許(仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じ。)を与えず、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

- 一 (略)
 - 二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第十六項に規定する認知症(第百三条第一項第一号の二において単に「認知症」という。)である者
 - 三 第八項の規定による命令に違反した者
 - 四 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為(次項第一号から第四号までに規定する行為を除く。)をした者
 - 五 (略)
 - 六 道路以外の場所において自動車等をその本来の用い方に従つて用いることにより人を死傷させる行為(以下「道路外致死傷」という。)(で次項第五号に規定する行為以外のものをした者
 - 七 第百二条第六項の規定による通知を受けた者
- 2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。
- 一 自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをした者
 - 二 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をした者
 - 三 自動車等の運転に関し第百七条の二第一号又は第三号の違反行為をした者(前二号のいずれかに該当する者を除く。)
 - 四 自動車等の運転に関し第百七条の違反行為をした者

(免許の拒否等)

第九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者(当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過していない者に限る。)に対し、免許を与えなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許(仮免許を除く。以下この項から第九項までにおいて同じ。)を与えず、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 第六項の規定による命令に違反した者
- 四 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した者
- 五 (略)
- 六 道路以外の場所において自動車等をその本来の用い方に従つて用いることにより人を死傷させる行為(以下「道路外致死傷」という。)(をした者
- 七 第百二条第三項の規定による通知を受けた者

五 道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第二百八条の二の罪に当たるものをした者

3 第一項ただし書の規定は、同項第四号に該当する者が第二百二条の二（第七条の四の二において準用する場合を含む。第八条の二第一項及び第八条の三の二において同じ。）の規定の適用を受ける者であるときは、その者が第二百二条の二に規定する講習を受けなくて同条の期間を経過した後でなければ、適用しない。

4 公安委員会は、第一項ただし書の規定により免許を拒否し、若しくは保留しようとするとき又は第二項の規定により免許を拒否しようとするときは、当該運転免許試験に合格した者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならぬ。

5 (略)

6 公安委員会は、免許を与えた後において、当該免許を受けた者が当該免許を受ける前に第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したときは、その者の免許を取り消すことができる。

7 第三項の規定は第五項の規定による処分について、第四項の規定は前二項の規定による処分について、それぞれ準用する。この場合において、第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第五項」と、同項第四号」とあるのは「第一項第四号」と、第四項中「第一項ただし書」とあるのは「次項」と、「第二項」とあるのは「第六項」と読み替えるものとする。

8 (略)

9 公安委員会は、第一項ただし書の規定により免許の拒否（同項第三号又は第七号に該当することを理由とするものを除く。）をし、又は第五項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、五年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。

10 公安委員会は、第二項の規定により免許の拒否をし、又は第六項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。

2 前項ただし書の規定は、同項第四号に該当する者が第二百二条の二（第七条の四の二において準用する場合を含む。第八条の二第一項及び第八条の三の二において同じ。）の規定の適用を受ける者であるときは、その者が第二百二条の二に規定する講習を受けなくて同条の期間を経過した後でなければ、適用しない。

3 公安委員会は、第一項ただし書の規定により免許を拒否し、又は保留しようとするときは、当該運転免許試験に合格した者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならぬ。

4 (略)

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による処分について準用する。この場合において、第二項中「前項ただし書」とあるのは「第四項」と、「同項第四号」とあるのは「前項第四号」と、第三項中「第一項ただし書」とあるのは「次項」と読み替えるものとする。

6 (略)

7 公安委員会は、第一項ただし書の規定により免許の拒否（同項第三号又は第七号に該当することを理由とするものを除く。）をし、又は第四項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、五年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。

11| 第五項の規定により免許を取り消され、若しくは免許の効力の停止を受けた時又は第六項の規定により免許を取り消された時におけるその者の住所が当該処分をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、速やかに当該処分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

12| 公安委員会は、第一項ただし書の規定により免許の保留（同項第四号から第六号までのいずれかに該当することを理由とするものに限る。）をされ、又は第五項の規定により免許の効力の停止を受けた者が第八条の二第一項第三号に掲げる講習を終了したときは、政令で定める範囲内で、その者の免許の保留の期間又は効力の停止の期間を短縮することができる。

13| 公安委員会は、仮免許の運転免許試験に合格した者が第一項第一号から第二号までのいずれかに該当するときは、同項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、仮免許を与えないことができる。

14| 第四項の規定は、前項の規定により仮免許を拒否しようとする場合について準用する。この場合において、第四項中「第一項ただし書」とあるのは、「第十三項」と読み替えるものとする。

（免許証の携帯及び提示義務）

第九十五条（略）

2 免許を受けた者は、自動車等を運転している場合において、警察官から第六十七条第一項又は第二項の規定による免許証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（罰則）（略）

（受験資格）

第九十六条（略）

2）5（略）

6 第二項から第四項まで及び前項各号に規定する免許を現に受けている者には、第九十条第五項、第三百三条第一項若しくは第四項、第三百二条の二第一項、第四百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第三百三条第四項の規定により当該免許の効力が停止されている者

8| 第四項の規定により免許を取り消され、又は免許の効力の停止を受けた時におけるその者の住所が当該処分をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、速やかに当該処分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

9| 公安委員会は、第一項ただし書の規定により免許の保留（同項第四号から第六号までのいずれかに該当することを理由とするものに限る。）をされ、又は第四項の規定により免許の効力の停止を受けた者が第八条の二第一項第三号に掲げる講習を終了したときは、政令で定める範囲内で、その者の免許の保留の期間又は効力の停止の期間を短縮することができる。

10| 公安委員会は、仮免許の運転免許試験に合格した者が第一項第一号又は第二号に該当するときは、同項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、仮免許を与えないことができる。

11| 第三項の規定は、前項の規定により仮免許を拒否しようとする場合について準用する。この場合において、第三項中「第一項ただし書」とあるのは、「第十項」と読み替えるものとする。

（免許証の携帯及び提示義務）

第九十五条（略）

2 免許を受けた者は、自動車等を運転している場合において、警察官から第六十七条第一項の規定による免許証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（罰則）（略）

（受験資格）

第九十六条（略）

2）5（略）

6 第二項から第四項まで及び前項各号に規定する免許を現に受けている者には、第九十条第四項、第三百三条第一項若しくは第三項、第三百二条の二第一項、第四百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第三百三条第三項の規定により当該免許の効力が停止されている者

及びこれに準ずるものとして政令で定める者を含まないものとする。

第九十六条の三 第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否、同条第五項若しくは第六項若しくは第百三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は第百七条の五第一項若しくは第二項の規定若しくは同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受けた者（第九十条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号、第百三条第一項第一号から第四号まで又は第百七条の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者を除く。）で、運転免許試験（仮免許の運転免許試験を除く。）を受けようとするものは、過去一年以内に第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（当該処分前に行われた講習を除く。）を終了した者でなければならぬ。ただし、当該処分を受けた後免許（仮免許を除く。）を受けたことがある者は、この限りでない。

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一・二（略）

三 第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者（政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月（海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合）に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しないもの（第百八条の二第一項第十一号及び第十二号において「特定失効者」という。）のうち、次に掲げる区分に並びそれぞれ次に定める検査及び講習を内閣府令で定めるところにより受けたもの、その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのもを除く。）

イ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者、公安委員会が内閣府令で定めるところ

及びこれに準ずるものとして政令で定める者を含まないものとする。

第九十六条の三 第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否、同条第四項若しくは第百三条第一項若しくは第三項の規定による免許の取消し又は第百七条の五第一項の規定若しくは同条第八項において準用する第百三条第三項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受けた者（第九十条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号、第百三条第一項第一号から第四号まで又は第百七条の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者を除く。）で、運転免許試験（仮免許の運転免許試験を除く。）を受けようとするものは、過去一年以内に第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（当該処分前に行われた講習を除く。）を終了した者でなければならぬ。ただし、当該処分を受けた後免許（仮免許を除く。）を受けたことがある者は、この限りでない。

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一・二（略）

三 第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者（政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月（海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合）に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しないもの（第百八条の二第一項第十一号及び第十二号において「特定失効者」という。）のうち、次に掲げる区分に並びそれぞれ次に定める講習を内閣府令で定めるところにより受けたもの、その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのもを除く。）

るにより行う介護保険法第八條第十六項に規定する記憶機能及びその他の認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査（以下「認知機能検査」という。）及び当該認知機能検査の結果に基づいて行う第八條の二第一項第十二号に掲げる講習

イ 第八十九條第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の者（イに掲げる者を除く。） 第八十八條の二第一項第十二号に掲げる講習

ハ イ及びロに掲げる者以外の者 第八十八條の二第一項第十一号に掲げる講習又は国家公安委員会規則で定める基準に適合する同条第二項の規定による講習

四（略）

2 前項に定めるもののほか、免許を受けようとする者が自動車等の運転に関する本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関の免許を有する者であるときは、公安委員会は、政令で定めるところにより、その者が受けようとする免許に係る自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、運転免許試験の一部を免除することができる。

3（略）

（技能検定員）

第九十九條の二（略）

2・3（略）

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付する。

一（略）

二 次のいずれにも該当しない者

イ・ロ（略）

ハ 第八十七條の四第四号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ニ 自動車等の運転に関し刑法第二百八條の二若しくは第二百十一條第一項の罪又はこの法律に規定する罪（第八十七條の四第四号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ

イ 第八十九條第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の者 第八十八條の二第一項第十二号に掲げる講習

ロ イに掲げる者以外の者 第八十八條の二第一項第十一号に掲げる講習又は国家公安委員会規則で定める基準に適合する同条第二項の規定による講習

四（略）

2 前項に定めるもののほか、免許を受けようとする者が自動車等の運転に関する外国の行政庁の免許を有する者であるときは、公安委員会は、政令で定めるところにより、その者が受けようとする免許に係る自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、運転免許試験の一部を免除することができる。

3（略）

（技能検定員）

第九十九條の二（略）

2・3（略）

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付する。

一（略）

二 次のいずれにも該当しない者

イ・ロ（略）

ハ 第八十七條の四第八号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ニ 自動車等の運転に関し刑法第二百八條の二若しくは第二百十一條第一項の罪又はこの法律に規定する罪（第八十七條の四第八号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ホ (略)

5・6 (略)

(更新を受けようとする者の義務)

第百一条の三 免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所地在管轄する公安委員会(前条第一項の場合にあつては、その者の住所地在管轄する公安委員会又は経由地公安委員会。次条第一項及び第二項において同じ。)が行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日(第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条第一項及び第二項、第百二条第二項並びに第百八条の二第一項第十二号において同じ。)前六月以内に第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2 (略)

(七十歳以上の者の特例)

第百一条の四 免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上のもは、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地在管轄する公安委員会が行つた第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けていなければならない。ただし、当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもは、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地在管轄する公安委員会が行つた認知機能検査を受けていなければならない。この場合において、公安委員会は、その者に対する同項の講習を当該認知機能検査の結果に基づいて行うものとする。

3 公安委員会は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項

り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ホ (略)

5・6 (略)

(更新を受けようとする者の義務)

第百一条の三 免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所地在管轄する公安委員会(前条第一項の場合にあつては、その者の住所地在管轄する公安委員会又は経由地公安委員会。次条第一項において同じ。)が行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日(第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条第一項及び第百八条の二第一項第十二号において同じ。)前三月以内に第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2 (略)

(七十歳以上の者の特例)

第百一条の四 免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上のもは、更新期間が満了する日前三月以内にその者の住所地在管轄する公安委員会が行つた第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けていなければならない。ただし、当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2 公安委員会は、免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上のものに対し、免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前三月以内に前項の規定により講習を受けていなければならない旨、当該講習を受けることができる日時及び場所その他当該講習に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項を記載した書面を送付するものとする。

を記載した書面を送付するものとする。

一 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満のもの 免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第一項の規定により講習を受けていなければならない旨、当該講習を受けることができる日時及び場所その他当該講習に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

二 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの 前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に前項の規定により認知機能検査を受けていなければならない旨、当該認知機能検査を受けることができる日時及び場所その他当該認知機能検査に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

(臨時適性検査)

第二百二条 公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号の規定により認知機能検査を受けた者で当該認知機能検査の結果が認知機能に関し内閣府令で定める基準に該当するもの(以下この条において「基準該当者」という。)が第八十九条第一項の免許申請書を提出した場合において、その者が当該免許申請書を提出した日の一年前の日(その日以後に次の表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときは、それぞれ同表の下欄に掲げる日)から当該免許申請書を提出した日の前日までの間に、自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律の規定に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反する行為のうち認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令で定める行為(以下この条において「基準行為」という。)をしていた者であるときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に同表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときを除き、その者が第九十条第一項第一号の二に該当する者であるかどうかにつき、臨時に適性検査を行うものとする。

一 この条(第五項を除く。)(の規定による適性検査(第四項の規定によるものにあつては、その者が第二百三条第一項第一号の二に該当	当該適性検査を受けた日の翌日
---	----------------

(臨時適性検査)

第二百二条

<p>することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。)を受けたとき。</p> <p>二 第七項ただし書の規定により診断書(その者が第百三条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限り。)を提出したとき。</p>	<p>当該診断書を提出した日の翌日</p>
<p>三 認知機能検査を受け、基準該当者に該当しないこととなつたとき。</p>	<p>当該認知機能検査を受けた日の翌日</p>

2 公安委員会は、前条第二項の規定により認知機能検査を受けた者で基準該当者であるものが第百一条第一項の更新申請書を提出し、又は第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をした場合において、その者が当該免許証に係る更新期間が満了する日の一年前の日(その日以後に前項の表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときは、それぞれ同表の下欄に掲げる日)から当該更新申請書を提出し、又は当該免許証の更新の申請をした日の前日までの間に、基準行為をしてきた者であるときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に同表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行うものとする。

3 公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号の規定により認知機能検査を受けた者で基準該当者であるもの(第一項に規定する者に該当する者を除く。)が第八十九条第一項の免許申請書を提出して免許を受けた場合において、当該免許を受けた日以後に基準行為をしたとき又は前条第二項の規定により認知機能検査を受けた者で基準該当者であるもの(前項に規定する者に該当する者を除く。)が第百一条第一項の更新申請書を提出し、若しくは第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をした場合において、当該更新申請書を提出し、若しくは当該免許証の更新の申請をした日以後に基準行為をしたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行うものとする。

一 その者が当該認知機能検査を受けた日以後に第一項の表の上欄に

掲げる場合に該当することとなつたとき。

二 その者が当該基準行為をした日以後に、第一百一条第一項の更新申請書を提出し、又は第一百一条の第二項の規定による免許証の更新の申請をしたとき。

4 前三項に定めるもののほか、公安委員会は、運転免許試験に合格した者が第九十条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当する者であり、又は免許を受けた者が第二百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該運転免許試験に合格した者又は免許を受けた者につき、臨時に適性検査を行うことができる。

5 第一項から前項までに定めるもののほか、公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、免許を受けた者について、臨時に適性検査を行うことができる。

6 公安委員会は、第一項から前項までの規定により適性検査を行うおうとするときは、あらかじめ、適性検査を行う期日、場所その他必要な事項を当該適性検査に係る者に通知しなければならない。

7 前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならない。ただし、第一項から第四項までの規定による適性検査に係る通知を受けた者が、当該通知された期日までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出した場合は、この限りでない。

8 前各項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定による適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

(免許の取消し、停止等)

第二百三条 免許(仮免許を除く。以下第六六条までにおいて同じ。)を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定

公安委員会は、運転免許試験に合格した者が第九十条第一項第一号若しくは第二号に該当する者であり、又は免許を受けた者が第二百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該運転免許試験に合格した者又は免許を受けた者につき、臨時に適性検査を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、免許を受けた者について、臨時に適性検査を行うことができる。

3 公安委員会は、前二項の規定により適性検査を行うおうとするときは、あらかじめ、適性検査を行う期日、場所その他必要な事項を当該適性検査に係る者に通知しなければならない。

4 前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

(免許の取消し、停止等)

第二百三条 免許(仮免許を除く。以下第六六条までにおいて同じ。)を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定

する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。

一 (略)

一の二 認知症であることが判明したとき。

二・三 (略)

四 第六項の規定による命令に違反したとき。

五 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反したとき(次項第一号から第四号までのいずれかに該当する場合を除く。)

六 (略)

七 道路外致死傷をしたとき(次項第五号に該当する場合を除く。)

八 (略)

2| 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一 自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをしたとき。

二 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をしたとき。

三 自動車等の運転に関し第一百七七条の二第一号又は第三号の違反行為をしたとき(前二号のいずれかに該当する場合を除く。)

四 自動車等の運転に関し第一百七七条の違反行為をしたとき。

五 道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第二百八条の二の罪に当たるものをしたとき。

3| 公安委員会は、第一項の規定により免許を取り消し、若しくは免許の効力を九十日(公安委員会が九十日を超えない範囲内で期間を定めるときは、その期間)以上停止しようとする場合又は前項の規定により免許を取り消そうとする場合において、当該処分に係る者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に係る事案に関する第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞を終了している場合を除き、速やかに現にその者の住所地を管轄する公安委員会に

する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。

一 (略)

一の二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第十六項に規定する認知症であることが判明したとき。

二・三 (略)

四 第五項の規定による命令に違反したとき。

五 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反したとき。

六 (略)

七 道路外致死傷をしたとき。

八 (略)

2| 公安委員会は、前項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日(公安委員会が九十日を超えない範囲内で期間を定めるときは、その期間)以上停止しようとする場合において、当該処分に係る者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に係る事案に関する第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞を終了している場合を除き、速やかに現にその者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める処分移送通知書を送付しなければなら

内閣府令で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

4 前項の処分移送通知書が当該公安委員会に送付されたときは、当該公安委員会は、その者が第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）には、同項の政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の効力を停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるとし、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事案について、その者の免許を取り消し、又は免許の効力を停止することができないものとする。

5 第三項の規定は、公安委員会が前項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を停止しようとする場合について準用する。

6 公安委員会は、第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由として同項又は第四項の規定により免許の効力を停止する場合において、必要があると認めるときは、当該処分の際に、その者に対し、公安委員会が指定する期日及び場所において適性検査を受け、又は公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができる。

7 公安委員会は、第一項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当することを理由として同項又は第四項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、一年以上五年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。

8 公安委員会は、第二項各号のいずれかに該当することを理由として同項又は第四項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。

9 第一項、第二項又は第四項の規定により免許を取り消され、又は免許の効力の停止を受けた時におけるその者の住所が当該処分をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、速やかに当該処分をした旨をその者の住所を管轄

い。

3 前項の処分移送通知書が当該公安委員会に送付されたときは、当該公安委員会は、その者が第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）には、同項の政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の効力を停止することができるものとし、処分移送通知書を送付した公安委員会は、同項の規定にかかわらず、当該事案について、その者の免許を取り消し、又は免許の効力を停止することができないものとする。

4 第二項の規定は、公安委員会が前項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を停止しようとする場合について準用する。

5 公安委員会は、第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由として同項又は第三項の規定により免許の効力を停止する場合において、必要があると認めるときは、当該処分の際に、その者に対し、公安委員会が指定する期日及び場所において適性検査を受け、又は公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができる。

6 公安委員会は、第一項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当することを理由として同項又は第三項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、一年以上五年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。

7 第一項又は第三項の規定により免許を取り消され、又は免許の効力の停止を受けた時におけるその者の住所が当該処分をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、速やかに当該処分をした旨をその者の住所を管轄する公安

する公安委員会に通知しなければならない。

10| 公安委員会は、第一項又は第四項の規定による免許の効力の停止（第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由とするものを除く。）を受けた者が第八八条の二第一項第三号に掲げる講習を終了したときは、政令で定める範囲内で、その者の免許の効力の停止の期間を短縮することができる。

（免許の効力の仮停止）

第三三條の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。

一（略）

二 第一百七七条の二第一号若しくは第三号、第一百七七条の四第二号又は第八十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 第一百七七条の二の二第一号若しくは第五号、第八十八条第一項第一号若しくは第二号又は第八十九条第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。

2| 4（略）

5 前項の仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会は、当該事案について前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により処分移送通知書を送付するときは、併せて当該送付を受けた仮停止通知書及び免許証を送付しなければならない。

6 仮停止は、第四項又は前項の規定により仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について前条第一項、第二項又は第四項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

7 仮停止を受けた者が当該事案について前条第一項又は第四項の規定により免許の効力の停止を受けたときは、仮停止をされていた期間は、当該免許の効力の停止の期間に通算する。

委員会に通知しなければならない。

8| 公安委員会は、第一項又は第三項の規定による免許の効力の停止（第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由とするものを除く。）を受けた者が第八八条の二第一項第三号に掲げる講習を終了したときは、政令で定める範囲内で、その者の免許の効力の停止の期間を短縮することができる。

（免許の効力の仮停止）

第三三條の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。

一（略）

二 第一百七七条の二第一号若しくは第一号の二、第一百七七条の四第二号又は第八十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 第一百七七条の四第三号若しくは第四号、第八十八条第一項第一号若しくは第二号又は第八十九条第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。

2| 4（略）

5 前項の仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会は、当該事案について前条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により処分移送通知書を送付するときは、併せて当該送付を受けた仮停止通知書及び免許証を送付しなければならない。

6 仮停止は、第四項又は前項の規定により仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について前条第一項又は第三項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

7 仮停止を受けた者が当該事案について前条第一項又は第三項の規定により免許の効力の停止を受けたときは、仮停止をされていた期間は、当該免許の効力の停止の期間に通算する。

(罰則 (略))

(意見の聴取)

第四百四条 公安委員会は、第三百三条第一項第五号の規定により免許を取り消し、若しくは免許の効力を九十日(公安委員会が九十日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。次条第一項において同じ。)以上停止しようとするとき、第三百二条第二項第一号から第四号までのいずれかの規定により免許を取り消そうとするとき、又は同条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)(の処分移送通知書(同条第一項第五号又は第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。)の送付を受けたときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。この場合において、公安委員会は、意見の聴取の期日の一週間前までに、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする理由並びに意見の聴取の期日及び場所を通知し、かつ、意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

2・3 (略)

4 公安委員会は、当該処分に係る者又はその代理人が正当な理由がなくして出頭しないとき、又は当該処分に係る者の所在が不明であるため第一項の通知をすることができず、かつ、同項後段の規定による公示をした日から三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、同項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで第三百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止(同条第一項第五号に係るものに限る。)又は同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し(同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。)(をすることができる。

5 (略)

(聴聞の特例)

第四百四条の二 公安委員会は、第三百三条第一項又は第四項の規定により免許の効力を九十日以上停止しようとするとき(同条第一項第五号に係る場合を除く。)は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(罰則 (略))

(意見の聴取)

第四百四条 公安委員会は、第三百三条第一項第五号の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日(公安委員会が九十日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。次条第一項において同じ。)以上停止しようとするとき、又は同条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)(の処分移送通知書(同条第一項第五号に係るものに限る。)の送付を受けたときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。この場合において、公安委員会は、意見の聴取の期日の一週間前までに、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする理由並びに意見の聴取の期日及び場所を通知し、かつ、意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

2・3 (略)

4 公安委員会は、当該処分に係る者又はその代理人が正当な理由がなくして出頭しないとき、又は当該処分に係る者の所在が不明であるため第一項の通知をすることができず、かつ、同項後段の規定による公示をした日から三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、同項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで第三百三条第一項又は第三項の規定による免許の取消し又は効力の停止(同条第一項第五号に係るものに限る。)をすることができ

5 (略)

(聴聞の特例)

第四百四条の二 公安委員会は、第三百三条第一項又は第三項の規定により免許の効力を九十日以上停止しようとするとき(同条第一項第五号に係る場合を除く。)は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞又は第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第一項各号（第五号を除く。）に係るものに限る。）若しくは同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第五号に係るものに限る。）に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならぬ。

3 5 (略)

(臨時適性検査に係る取消し等)

第百四条の二の三 第百二条第六項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、同項の通知された期日におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 (略)

3 第百三条第三項、第四項及び第九項の規定は、第一項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。第五項において同じ。）以上停止しようとする場合について準用する。

。この場合において、同条第三項中「第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは「聴聞」と、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けなくて同条の期間を経過した後に限る。）には、同項」とあるのは「第百二条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第百四条の二の三第一項」と、停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし」とあるのは「停止することができるものとし」と、「第一項又は第二項」とあるのは「同項」と、同条第九項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第百四条の二

2 公安委員会は、前項の聴聞又は第百三条第一項若しくは第三項の規定による免許の取消し（同条第一項第五号に係るものを除く。）に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならぬ。

3 5 (略)

(臨時適性検査に係る取消し等)

第百四条の二の三 第百二条第三項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が同条第四項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、同項の通知された期日におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 (略)

3 第百三条第二項、第三項及び第七項の規定は、第一項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。第五項において同じ。）以上停止しようとする場合について準用する。

。この場合において、同条第二項中「第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは「聴聞」と、同条第三項中「第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けなくて同条の期間を経過した後に限る。）には、同項」とあるのは「第百二条第四項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第百四条の二の三第一項」と、同条第七項中「第一項又は第三項」とあるのは「第百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第三項」と読み替えるものとする。

の三第一項又は同条第三項において準用する第四項」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、前項において準用する第百三条第四項の規定により免許の効力を停止した場合について準用する。

5 第百四条の二（第五項を除く。）の規定は、公安委員会が第一項の規定又は第三項において準用する第百三条第四項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日以上停止しようとする場合について準用する。

6 第百三条第三項の規定は、第三項において準用する同条第四項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を停止しようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは、「聴聞」と読み替えるものとする。

（免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等）

第百四条の三 第百三条第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、前条第一項又は同条第三項において準用する第百三条第四項の規定による免許の取消し又は効力の停止は、内閣府令で定めるところにより、当該取消し又は効力の停止に係る者に対し当該取消し又は効力の停止の内容及び理由を記載した書面を交付して行うものとする。

279（略）

（国家公安委員会への報告）

第百六条 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項の規定による届出を受け、同条第二項の規定による免許証の再交付をし、第百一条第五項若しくは第百一条の二第三項の規定により免許証の更新をし、第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十一項、第九十七条の三第三項、第百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項、同条第三項において準用する

4 第二項の規定は、前項において準用する第百三条第三項の規定により免許の効力を停止した場合について準用する。

5 第百四条の二（第五項を除く。）の規定は、公安委員会が第一項の規定又は第三項において準用する第百三条第三項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日以上停止しようとする場合について準用する。

6 第百三条第二項の規定は、第三項において準用する同条第三項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を停止しようとする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは、「聴聞」と読み替えるものとする。

（免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等）

第百四条の三 第百三条第一項若しくは第三項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、前条第一項又は同条第三項において準用する第百三条第三項の規定による免許の取消し又は効力の停止は、内閣府令で定めるところにより、当該取消し又は効力の停止に係る者に対し当該取消し又は効力の停止の内容及び理由を記載した書面を交付して行うものとする。

279（略）

（国家公安委員会への報告）

第百六条 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項の規定による届出を受け、同条第二項の規定による免許証の再交付をし、第百一条第五項若しくは第百一条の二第三項の規定により免許証の更新をし、第九十条第一項ただし書、第四項、第七項若しくは第九項、第九十七条の三第三項、第百三条第一項、第三項、第六項若しくは第八項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項、同条第三項において準用する第百三条第三項若しくは第百四条の四第二項の

第二百三條第四項若しくは第二百四條の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九十條第八項若しくは第二百三條第六項の規定による命令をしたとき、警察署長が第二百三條の二第一項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分違反したとき（内閣府令で定める場合に限る。）、重大違反等若しくは道路外致死傷（内閣府令で定めるものに限る。）をしたとき、認知機能検査を受けたとき、第二百條の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第二百八條の二第一項第二号、第十号若しくは第十三号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

（仮免許の取消し）

第二百六條の二 仮免許を受けた者が第二百三條第一項各号（第四号及び第八号を除く。）又は第二項各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免許を取り消すことができる。

2 第二百二條第六項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、同項の通知された期日におけるその者の住所を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免許を取り消すことができる。ただし、当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（免許証の返納等）

第二百七條 （略）

2 （略）

3 免許を受けた者は、第九十條第五項、第二百三條第一項若しくは第四項、第二百四條の二の三第一項又は同条第三項において準用する第二百三

規定による処分をし、若しくは第九十條第六項若しくは第二百三條第五項の規定による命令をしたとき、警察署長が第二百三條の二第一項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分違反したとき（内閣府令で定める場合に限る。）、重大違反等若しくは道路外致死傷（内閣府令で定めるものに限る。）をしたとき、第二百條の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第二百八條の二第一項第二号、第十号若しくは第十三号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

（仮免許の取消し）

第二百六條の二 仮免許を受けた者が第二百三條第一項各号（第四号及び第八号を除く。）のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免許を取り消すことができる。

2 第二百二條第三項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第四項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、同項の通知された期日におけるその者の住所を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免許を取り消すことができる。ただし、当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（免許証の返納等）

第二百七條 （略）

2 （略）

3 免許を受けた者は、第九十條第四項、第二百三條第一項若しくは第三項、第二百四條の二の三第一項又は同条第三項において準用する第二百三

条第四項の規定により免許の効力が停止されたときは、速やかに、免許証をその者の住所地为管轄する公安委員会に提出しなければならない。

4 (略)

(罰則) (略)

(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転)

第一百七条の二 道路交通に関する条約(以下「条約」という。)第二十四条第一項の運転免許証(第一百七条の七第一項の国外運転免許証を除く。)で条約附属書九若しくは条約附属書十に定める様式に合致したものの(以下この条において「国際運転免許証」という。)又は自動車等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域(国際運転免許証を発給していない国又は地域であつて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるものに限る。)の行政庁若しくは権限のある機関の免許に係る運転免許証(日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という。)を所持する者(第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。)は、第六十四条の規定にかかわらず、本邦に上陸(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十条第一項の規定による出国の確認を、又は外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)第四条第一項の登録を受けている者が出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可若しくは同法第六十一条の二十二第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。第一百七条の四第二号において同じ。)をした日から起算して一年間、当該国際運転免許証又は外国運転免許証(以下「国際運転免許証等」という。)で運転することができることとされている自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客

条第三項の規定により免許の効力が停止されたときは、速やかに、免許証をその者の住所地为管轄する公安委員会に提出しなければならない。

4 (略)

(罰則) (略)

(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転)

第一百七条の二 道路交通に関する条約(以下「条約」という。)第二十四条第一項の運転免許証(第一百七条の七第一項の国外運転免許証を除く。)で条約附属書九若しくは条約附属書十に定める様式に合致したものの(以下この条において「国際運転免許証」という。)又は自動車等の運転に関する外国(国際運転免許証を発給していない国であつて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国として政令で定めるものに限る。)の行政庁の免許に係る運転免許証(日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という。)を所持する者(第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。)は、第六十四条の規定にかかわらず、本邦に上陸(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十条第一項の規定による出国の確認を、又は外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)第四条第一項の登録を受けている者が出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可若しくは同法第六十一条の二十二第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。第一百七条の四第二号において同じ。)をした日から起算して一年間、当該国際運転免許証又は外国運転免許証(以下「国際運転免許証等」という。)で運転することができることとされている自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転し若しくは牽引自動車によつて旅

を運送する目的で、旅客自動車を運転し若しくは牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合、又は代行運転普通自動車を運転する場合は、この限りでない。

(自動車等の運転禁止等)

第一百七条の五 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、五年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することが出来る。ただし、第二号に該当する者が前条において準用する第一百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が前条において準用する第一百二条の二に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。

一 (略)

二 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき(次項各号のいずれかに該当する場合を除く。)

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一 自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをしたとき。

二 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をしたとき。

三 自動車等の運転に関し第一百七条の二第一号又は第三号の違反行為をしたとき(前二号のいずれかに該当する場合を除く。)

四 自動車等の運転に関し第一百七条の違反行為をしたとき。

3 第一百三条第十項の規定は、第一項の規定又は第九項において準用する同条第四項の規定による自動車等の運転の禁止を受けた者について

客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合、又は代行運転普通自動車を運転する場合は、この限りでない。

(自動車等の運転禁止等)

第一百七条の五 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、五年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することが出来る。ただし、第二号に該当する者が前条において準用する第一百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が前条において準用する第一百二条の二に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。

一 (略)

二 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。

2 第一百三条第八項の規定は、前項の規定又は第八項において準用する第一百三条第三項の規定による自動車等の運転の禁止を受けた者について

準用する。この場合において、同条第十項中「その者の免許の効力の停止の期間」とあるのは、「その者の自動車等の運転の禁止の期間」と読み替えるものとする。

4 第四百四条の規定は公安委員会が第一項第二号又は第二項各号に該当してこれらの規定により自動車等の運転を九十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。以下この項において同じ。）以上禁止しようとする場合及び第九項において準用する第三百三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の処分移送通知書（第一項第二号及び第二項各号に係るものに限る。）の送付を受けた場合について、第四百四条の二の規定は公安委員会が第一項第一号に該当して同項の規定により自動車等の運転を九十日以上禁止しようとする場合及び第九項において準用する第三百三条第三項の処分移送通知書（第一項第一号に係るものに限る。）の送付を受けた場合について準用する。

この場合において、第四百四条第四項中「第三百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る。）又は同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）をする」とあるのは、「第三百七条の五第一項若しくは第二項又は同条第九項において準用する第三百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第七条の五第一項第二号及び第二項各号に係るものに限る。）をする」と、第四百四条の二第二項中「前項の聴聞又は第三百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第一項各号（第五号を除く。）に係るものに限る。）若しくは同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第五号に係るものに限る。）に係る聴聞」とあるのは、「前項の聴聞」と読み替えるものとする。

5 国際運転免許証等を所持する者は、第一項若しくは第二項の規定により、又は第九項において準用する第三百三条第四項の規定により自動車等の運転を禁止されたときは、速やかに、国際運転免許証等をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

6 前項の規定により国際運転免許証等の提出を受けた公安委員会又は第十項において準用する第三百三条の二第四項若しくは第五項の規定に

て準用する。この場合において、同条第八項中「その者の免許の効力の停止の期間」とあるのは、「その者の自動車等の運転の禁止の期間」と読み替えるものとする。

3 第四百四条の規定は公安委員会が第一項第二号に該当して同項の規定により自動車等の運転を九十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。以下この項において同じ。）以上禁止しようとする場合及び第八項において準用する第三百三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の処分移送通知書（第一項第二号に係るものに限る。）の送付を受けた場合について、第四百四条の二の規定は公安委員会が第一項第一号に該当して同項の規定により自動車等の運転を九十日以上禁止しようとする場合及び第八項において準用する第三百三条第二項の処分移送通知書（第一項第一号に係るものに限る。）の送付を受けた場合について準用する。この場合において、第四百四条第四項中「第三百三条第一項又は第三項の規定による免許の取消し又は効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る。）をする」とあるのは、「第三百七条の五第一項又は同条第八項において準用する第三百三条第三項の規定による自動車等の運転の禁止（第七条の五第一項第二号に係るものに限る。）をする」と、第四百四条の二第二項中「前項の聴聞又は第三百三条第一項若しくは第三項の規定による免許の取消し（同条第一項第五号に係るものを除く。）に係る聴聞」とあるのは、「前項の聴聞」と読み替えるものとする。

4 国際運転免許証等を所持する者は、第一項の規定により、又は第八項において準用する第三百三条第三項の規定により自動車等の運転を禁止されたときは、速やかに、国際運転免許証等をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

5 前項の規定により国際運転免許証等の提出を受けた公安委員会又は第九項において準用する第三百三条の二第四項若しくは第五項の規定に

より国際運転免許証等の送付を受けた公安委員会は、当該処分期間が満了する時又は当該処分に係る者が本邦から出国する時のいずれか早い時においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該国際運転免許証等を返還しなければならない。

7 第一項若しくは第二項の規定により、若しくは第九項において準用する第百三条第四項の規定により、又は第十項において準用する第百三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止された者は、当該処分期間中に本邦から出国した後に再び本邦に上陸したときは、速やかに、国際運転免許証等をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

8 公安委員会は、第一項若しくは第二項の規定により、若しくは次項において準用する第百三条第四項の規定により自動車等の運転を禁止し、又は第三項において準用する同条第十項の規定により期間を短縮したときは、内閣府令で定めるところにより、当該処分に係る者の国際運転免許証等に当該処分に係る事項を記載しなければならない。

9 第百三条第三項から第五項まで及び第九項の規定は、第一項又は第二項の規定により自動車等の運転を禁止する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する場合（同条第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けなくて同条の期間を経過した後に限る。）には、同項の政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の効力を停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができる」とあるのは、「第百七条の五第一項各号のいずれかに該当するものであるとき（同条第二号に該当する者が第百七条の四の二において準用する前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が第百七条の四の二において準用する前条に規定する講習を受けなくて同条の期間を経過した後に限る。）は、同項の政令で定める基準に従い、五年を超えない範囲内で期間を定めて、その者が第百七条の五第二項各号のいずれかに該当するものであるときは、同項の政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めて、その者に対し、当

より国際運転免許証等の送付を受けた公安委員会は、当該処分期間が満了する時又は当該処分に係る者が本邦から出国する時のいずれか早い時においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該国際運転免許証等を返還しなければならない。

6 第一項の規定により、若しくは第八項において準用する第百三条第三項の規定により、又は第九項において準用する第百三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止された者は、当該処分期間中に本邦から出国した後に再び本邦に上陸したときは、速やかに、国際運転免許証等をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

7 公安委員会は、第一項の規定により、若しくは次項において準用する第百三条第三項の規定により自動車等の運転を禁止し、又は第二項において準用する第百三条第八項の規定により期間を短縮したときは、内閣府令で定めるところにより、当該処分に係る者の国際運転免許証等に当該処分に係る事項を記載しなければならない。

8 第百三条第二項から第四項まで及び第七項の規定は、第一項の規定により自動車等の運転を禁止する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項各号のいずれかに該当する場合（同条第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けなくて同条の期間を経過した後に限る。）には、同項の政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の効力を停止することができる」とあるのは、「第百七条の五第一項各号のいずれかに該当するものであるとき（同条第二号に該当する者が第百七条の四の二において準用する前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が第百七条の四の二において準用する前条に規定する講習を受けなくて同条の期間を経過した後に限る。）は、同項の政令で定める基準に従い、五年を超えない範囲内で期間を定めて、その者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる」と読み替えるものとする。

該國際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる」と読み替えるものとする。

10) 第百三条の二の規定は、國際運転免許証等を所持する者が自動車等の運転に關し同条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合について準用する。この場合において、同条中「免許の効力の停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「仮禁止」と、「免許証」とあるのは「國際運転免許証等」と、「仮停止通知書」とあるのは「仮禁止通知書」と、同条第五項中「前条第三項」とあるのは「第百七条の五第九項において準用する前条第三項」と、同条第六項中「前条第一項、第二項又は第四項の規定」とあるのは「第百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する前条第四項の規定」と、同条第七項中「前条第一項又は第四項の規定」とあるのは「第百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する前条第四項の規定」と読み替えるものとする。

11) 第百四条の三の規定は、第一項若しくは第二項の規定又は第九項において準用する第百三条第四項の規定により自動車等の運転の禁止をした場合について準用する。この場合において、第百四条の三中「免許証」とあるのは「國際運転免許証等」と、同条第五項中「免許の効力の停止の期間が満了した場合」とあるのは「自動車等の運転の禁止の期間が満了した場合又は当該禁止に係る者が本邦から出国する場合」と、同条第六項中「第九十五条」とあるのは「第百七条の三前段の規定及び同条後段において準用する第九十五条第二項」と読み替えるものとする。

(罰則 第五項、第七項及び第十項については第百二十一条第一項第九号)

(自動車等の運転禁止等の報告)

第百七条の六 公安委員会は、前条第一項若しくは第二項若しくは同条第九項において準用する第百三条第四項の規定により自動車等の運転を禁止し、若しくは前条第三項において準用する第百三条第十項の規定により期間を短縮したとき、又は警察署長が前条第十項において準用する第百三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止したと

9) 第百三条の二の規定は、國際運転免許証等を所持する者が自動車等の運転に關し同条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合について準用する。この場合において、同条中「免許の効力の停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「仮禁止」と、「免許証」とあるのは「國際運転免許証等」と、「仮停止通知書」とあるのは「仮禁止通知書」と、同条第五項中「前条第二項」とあるのは「第百七条の五第八項において準用する前条第二項」と、同条第六項及び第七項中「前条第一項又は第三項の規定」とあるのは「第百七条の五第一項の規定又は同条第八項において準用する前条第三項の規定」と読み替えるものとする。

10) 第百四条の三の規定は、第一項の規定又は第八項において準用する第百三条第三項の規定により自動車等の運転の禁止をした場合について準用する。この場合において、第百四条の三中「免許証」とあるのは「國際運転免許証等」と、同条第五項中「免許の効力の停止の期間が満了した場合」とあるのは「自動車等の運転の禁止の期間が満了した場合又は当該禁止に係る者が本邦から出国する場合」と、同条第六項中「第九十五条」とあるのは「第百七条の三前段の規定及び同条後段において準用する第九十五条第二項」と読み替えるものとする。

(罰則 第四項、第六項及び第九項については第百二十一条第一項第九号)

(自動車等の運転禁止等の報告)

第百七条の六 公安委員会は、前条第一項若しくは同条第八項において準用する第百三条第三項の規定により自動車等の運転を禁止し、若しくは前条第二項において準用する第百三条第八項の規定により期間を短縮したとき、又は警察署長が前条第九項において準用する第百三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止したときは、内閣府令

きは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。

(国外運転免許証の交付)

第七十七条の七 免許(小型特殊免許、原付免許及び仮免許を除く。)を現に受けている者(第九十条第五項、第三百三条第一項若しくは第四項、第三百三条の二第一項、第四百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第三百三条第四項の規定により免許の効力が停止されている者を除く。)は、内閣府令で定める区分に従い、当該免許で運転することができることとされている自動車等に対応する条約附属書十に規定する自動車等に係る条約第二十四条第一項の運転免許証で公安委員会が発給するもの(以下「国外運転免許証」という。)の交付を受けることができる。

2) 4 (略)

(免許関係事務の委託)

第八十条 (略)

(罰則 第二項については第七十七条の四第一号)

(講習)

第八十条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一 (略)

二 第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否、同条第五項若しくは第六項若しくは第七項若しくは第八項の規定による免許の取消し又は第九十条の五第一項若しくは第二項の規定若しくは同条第九項において準用する第三百三条第四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受けた者(第九十条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号、第三百三条第一項第一号から第四号まで又は第七条の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者を除く。)に対する講習

三 第九十条第一項ただし書の規定による免許の保留、同条第五項若

で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。

(国外運転免許証の交付)

第七十七条の七 免許(小型特殊免許、原付免許及び仮免許を除く。)を現に受けている者(第九十条第四項、第三百三条第一項若しくは第三項、第三百三条の二第一項、第四百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第三百三条第三項の規定により免許の効力が停止されている者を除く。)は、内閣府令で定める区分に従い、当該免許で運転することができることとされている自動車等に対応する条約附属書十に規定する自動車等に係る条約第二十四条第一項の運転免許証で公安委員会が発給するもの(以下「国外運転免許証」という。)の交付を受けることができる。

2) 4 (略)

(免許関係事務の委託)

第八十条 (略)

(罰則 第二項については第七十七条の五第三号)

(講習)

第八十条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一 (略)

二 第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否、同条第四項若しくは第三百三条第一項若しくは第三項の規定による免許の取消し又は第七條の五第一項の規定若しくは同条第八項において準用する第三百三条第三項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受けた者(第九十条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号、第三百三条第一項第一号から第四号まで又は第七條の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者を除く。)に対する講習

三 第九十条第一項ただし書の規定による免許の保留、同条第四項若

しくは第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の効力の停止又は第百七条の五第一項の規定若しくは同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による六月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者（第九十条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号、第百三条第一項第一号から第四号まで又は第百七条の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者及び第百二条の二の期間内に同条に規定する講習を受けなかつた者を除く。）に対する講習

四十三（略）

2・3（略）

4 前項の規定により第一項第十二号に掲げる講習（第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（罰則 第四項については第百七条の四第一号）

（指定講習機関）
第百八条の四（略）

2（略）

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人又は指定自動車教習所として指定された者以外の者

二 四（略）

4（略）

（民間の組織活動等の促進を図るための措置）

第百八条の二十六 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に資するための次に掲げる活動で民間の自主的な組織活動として行われるものの促進を図るため、関係する機関及び団体の活動との調和及び連携を図りつつ、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるも

しくは第百三条第一項若しくは第三項の規定による免許の効力の停止又は第百七条の五第一項の規定若しくは同条第八項において準用する第百三条第三項の規定による六月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者（第九十条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号、第百三条第一項第一号から第四号まで又は第百七条の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者及び第百二条の二の期間内に同条に規定する講習を受けなかつた者を除く。）に対する講習

四十三（略）

2・3（略）

4 前項の規定により第一項第十二号に掲げる講習（第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（罰則 第四項については第百七条の四第一号）

（指定講習機関）
第百八条の四（略）

2（略）

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。

一 民法第三十四条の規定により設立された法人又は指定自動車教習所として指定された者以外の者

二 四（略）

4（略）

（民間の組織活動等の促進を図るための措置）

第百八条の二十六 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に資するための次に掲げる活動で民間の自主的な組織活動として行われるものの促進を図るため、関係する機関及び団体の活動との調和及び連携を図りつつ、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるも

のとする。

一～三 (略)

四 道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活動、自転車の適正な通行についての啓発活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための啓発活動

五 (略)

2 公安委員会は、地方公共団体が行う交通安全対策（公安委員会が行うものを除く。）の確かかつ円滑な実施が図られるよう、関係地方公共団体の長に対し、当該関係地方公共団体の区域における交通事故の発生状況に関する情報の提供、職員の研修に係る協力その他必要な措置を講ずるものとする。

（地域交通安全活動推進委員）

第百八条の二十九 (略)

2 地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

一・二 (略)

三 自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

四 前三号に掲げるもののほか、地域における交通の安全と円滑に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるもの

3～6 (略)

（全国交通安全活動推進センター）

第百八条の三十二 (略)

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

一～五 (略)

六 道路を通行する者に対する交通安全教育を行う者の資質の向上に必要とされる技能及び知識に関する研修（道路運送法及び貨物自動車運送事業法に規定する運行管理者に対するものその他国家公安委員会規則で定めるものを除く。）を行うこと。

七・八 (略)

3 (略)

のとする。

一～三 (略)

四 道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための啓発活動

五 (略)

2 公安委員会は、地方公共団体が行う交通安全対策（公安委員会が行うものを除く。）の確かかつ円滑な実施が図られるよう、関係地方公共団体の長に対し、当該関係地方公共団体の区域における交通事故の発生状況に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（地域交通安全活動推進委員）

第百八条の二十九 (略)

2 地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、地域における交通の安全と円滑に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるもの

3～6 (略)

（全国交通安全活動推進センター）

第百八条の三十二 (略)

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

一～五 (略)

六 道路を通行する者に対する交通安全教育を行う者の資質の向上に必要とされる技能及び知識に関する研修（道路運送法及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）に規定する運行管理者に対するものその他国家公安委員会規則で定めるものを除く。）を行うこと。

七・八 (略)

3 (略)

(免許の拒否等に関する規定の適用の特例)

第八十三條の三十三 道路運送車両法第十九條、第五十八條第一項若しくは第七十三條第一項(同法第九十七條の三第二項において準用する場合を含む。)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七號)第五條又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第四十五號)第十一條第一項若しくは第二項の規定は、第六十七條第二項、第九十條第一項第四號若しくは第五號、第九十二條の二第一項、第一百條の二第一項本文若しくは同項第四號、第一百二條の二、第一百三條第一項第五號、第一百六條、第一百七條の五第一項第二號又は次條の規定の適用については、この法律の規定とみなす。

第九十九條の三 (略)

2 4 (略)

(罰則 第一項については第九十九條の三第一項第七號、第二百二十三條 第四項については第九十九條の三第一項第八號、第二百二十三條) (略)

(特定の交通の規制等の手続)

第一百十條の二 (略)

2 (略)

3 公安委員會(第五條第一項の規定により権限を委任された警察署長を含む。以下この条において同じ。)は、第四條第一項の規定に基づき、第二條第一項第三號、第三號の四、第四號、第四號の二若しくは第七號、第八條第一項、第十三條第二項、第十七條第四項、第五項第五號若しくは第六項、第二十二條第一項、第二十三條、第三十四條第五項、第四十九條第一項、第六十三條の四第一項第一號又は第六十三條の七第二項の道路標識等(第十七條第六項の道路標識等にあつては内閣府令・国土交通省令で定めるもの)に限り、第二十二條第一項の道路標識等にあつては同項の政令で定める最高速度を超える最高速度に係るものに限る。以下この条において同じ。)により交通の規制を行おうとするときは、当該規制の適用される道路(第二十二條第一項及び第六十三條の四第一項第一號の道路標識等以外の道路標識等に係る

(免許の拒否等に関する規定の適用の特例)

第八十三條の三十三 道路運送車両法第十九條、第五十八條第一項若しくは第七十三條第一項(同法第九十七條の三第二項において準用する場合を含む。)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七號)第五條又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第四十五號)第十一條第一項若しくは第二項の規定は、第九十條第一項第四號若しくは第五號、第九十二條の二第一項、第一百條の二第一項本文若しくは同項第四號、第一百二條の二、第一百三條第一項第五號、第一百六條、第一百七條の五第一項第二號又は次條の規定の適用については、この法律の規定とみなす。

第九十九條の三 (略)

2 4 (略)

(罰則 第一項については第九十九條の四第一項第七號、第二百二十三條 第四項については第九十九條の四第一項第八號、第二百二十三條) (略)

(特定の交通の規制等の手続)

第一百十條の二 (略)

2 (略)

3 公安委員會(第五條第一項の規定により権限を委任された警察署長を含む。以下この条において同じ。)は、第四條第一項の規定に基づき、第二條第一項第三號、第三號の四、第四號、第四號の二若しくは第七號、第八條第一項、第十三條第二項、第十七條第四項、第五項第五號若しくは第六項、第二十二條第一項、第二十三條、第三十四條第五項、第四十九條第一項、第六十三條の四第一項又は第六十三條の七第二項の道路標識等(第十七條第六項の道路標識等にあつては内閣府令・国土交通省令で定めるもの)に限り、第二十二條第一項の道路標識等にあつては同項の政令で定める最高速度を超える最高速度に係るものに限る。以下この条において同じ。)により交通の規制を行おうとするときは、当該規制の適用される道路(第二十二條第一項及び第六十三條の四第一項の道路標識等以外の道路標識等に係る場合にあつて

場合にあつては、道路法による道路に限る。）、の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、第八条第一項の道路標識等による交通の規制を行う場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、速やかに当該交通の規制に係る事項を通知しなければならない。

4～7 (略)

(免許等に関する手数料)

第六十二条 都道府県は、第六章（第一百四条の四第六項を除く。）及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一～五の二 (略)

五の三 認知機能検査を受けようとする者 認知機能検査手数料

六～十三 (略)

2 (略)

(行政手続法の適用除外)

第一百三十二条の二 第七十七条第四項の規定による条件の変更及び新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停止、第九十条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第六項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第九十七条の三第三項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置（同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る。）、第一百三十二条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る。）、同条第二項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）並びに同条第七項又は第八項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第一百四条の二の二第二項又は第四項の

は、道路法による道路に限る。）、の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、第八条第一項の道路標識等による交通の規制を行う場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、速やかに当該交通の規制に係る事項を通知しなければならない。

4～7 (略)

(免許等に関する手数料)

第六十二条 都道府県は、第六章（第一百四条の四第六項を除く。）及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一～五の二 (略)

六～十三 (略)

2 (略)

(行政手続法の適用除外)

第一百三十二条の二 第七十七条第四項の規定による条件の変更及び新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停止、第九十条第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止並びに同条第七項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第九十七条の三第三項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置（同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る。）、第一百三十二条第一項又は第三項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る。）、同条第六項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第一百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消し、第一百六条の二の規定による仮免許の取消し並びに第一百七条の五第一項又は同条第八項において準用する第一百三十二条第三項の規定による自動車等の運転の禁止（第百

規定による免許の取消し、第百六条の二の規定による仮免許の取消し並びに第百七条の五第一項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第一項第二号に係るものに限る。）及び第百七条の五第二項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止にあつては、第百七条の五第二項に係るものに限る。）については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（不服申立ての制限）

第百十三条の三 この法律の規定に基づき警察官等が現場においてした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

（自衛隊の防衛出動時における交通の規制等）

第百十四条の五（略）

（罰則 第一項については第百十八条の三）

第百七条 車両等（軽車両を除く。以下この項において同じ。）の運転者が、当該車両等の交通による人の死傷があつた場合において、第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項前段の規定に違反したときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、同項の人の死傷が当該運転者の運転に起因するものであるときは、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第二項の規定に違反した者

（当該違反により当該車両等の提供を受けた者が酒に酔つた状態で当該車両等を運転した場合に限る。）

七条の五第一項第二号に係るものに限る。）については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（不服申立ての制限）

第百十三条の三 この法律の規定に基づき警察官等が現場においてした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

（自衛隊の防衛出動時における交通の規制等）

第百十四条の五（略）

（罰則 第一項については第百十八条の二）

第百七条 車両等（軽車両を除く。以下この条において同じ。）の運転者が、当該車両等の交通による人の死傷があつた場合において、第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項前段の規定に違反したときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一（略）

- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反して、第三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認した者

第百十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等(軽車両を除く。次号において同じ。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの
- 二 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第二項の規定に違反した者(当該違反により当該車両等の提供を受けた者が身体に前号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両等を運転した場合に限るものとし、前条第二号に該当する場合を除く。)
- 三 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第三項の規定に違反して酒類を提供した者(当該違反により当該酒類の提供を受けた者が酒に酔つた状態で車両等を運転した場合に限る。)
- 四 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第四項の規定に違反した者(その者が当該同乗した車両の運転者が酒に酔つた状態にあることを知りながら同項の規定に違反した場合であつて、当該運転者が酒に酔つた状態で当該車両を運転したときに限る。)
- 五 第六十六条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(前条第三号の規定に該当する者を除く。)
- 六 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違反した者(当該違反により運転者が酒に酔つた状態で自動車を運転し、又は身体に第一号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、前条第四号に該当する場合を除く。)
- 七 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反した者(前条第五号に該当する者を除く。)

- 一の二 (略)
- 二 (略)
- 三 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反して、第一号の二に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認した者

第百十七条の三の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第三項の規定に違反して酒類を提供した者（当該違反により当該酒類の提供を受けた者が身体に第百十七条の二の二第一号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等（軽車両を除く。）を運転した場合に限るものとし、同条第三号に該当する場合を除く。）

二 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第四項の規定に違反した者（当該同乗した車両（軽車両を除く。以下この号において同じ。）の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第百十七条の二の二第一号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同条第四号に該当する場合を除く。）

第百十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の三（車両移動保管関係事務の委託）第二項、第五十一条の十二（放置車両確認機関）第六項、第五十一条の十五（放置違反金関係事務の委託）第二項、第百八条（免許関係事務の委託）第二項又は第百八条の二（講習）第四項の規定に違反した者

二（略）

三（略）

第百十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の十二（放置車両確認機関）第六項又は第五十一条の十五（放置違反金関係事務の委託）第二項の規定に違反した者

二（略）

三 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等（軽車両を除く。）を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったもの

四 第六十六条（過労運転等の禁止）の規定に違反した者（第百十七条の二第一号の二の規定に該当する者を除く。）

五（略）

六 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号の規定に違反した者（当該違反により運転者が酒に酔った状態で自動車を運転し、又は身体に第二号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、第百十七条の二第二号に該当する場合を除く。）

四 (略)

第一百七十七条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第八十八条の三の三(講習通知事務の委託)第二項、第八十八条の七(秘密保持義務等)第一項、第八十八条の十八(秘密保持義務)又は第八十八条の三十一(都道府県交通安全活動推進センター)第五項の規定に違反した者

第八十八条の二 第六十七条(危険防止の措置)第三項の規定による警察官の検査を拒み、又は妨げた者は、三月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十八条の三 (略)

第八十九条の二 (略)

第八十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者(第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。)
(一)は、十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において、車両を駐車した時から第四十九条の二第二項の道路標識等により表示されている時間を超えて引き続き駐車した者(車両を駐車した時から当該表示されている時間を経過する時までの間に当該パーキング・チケット発給設備によりパーキング

七 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反した者(第一百七十七条の二第三号の規定に該当する者を除く。)
八 (略)

第一百七十七条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第五十一条の三(指定車両移動保管機関)第四項、第八十八条(免許関係事務の委託)第二項、第八十八条の三の三(講習通知事務の委託)第二項、第八十八条の七(秘密保持義務等)第一項、第八十八条の十八(秘密保持義務)又は第八十八条の三十一(都道府県交通安全活動推進センター)第五項の規定に違反した者

第八十八条の二 (略)

第八十九条の二 第六十七条(危険防止の措置)第二項の規定による警察官の検査を拒み、又は妨げた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十九条の三 (略)

第八十九条の四 次の各号のいずれかに該当する者(第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。)
(一)は、十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第四十九条第二項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において、車両を駐車した時から第四十九条の二第二項の道路標識等により表示されている時間を超えて引き続き駐車した者(車両を駐車した時から当該表示されている時間を経過する時までの間に当該パーキング・チケット発給設備によりパーキング

・チケットの発給を受けた者を除く。）

三了八（略）

2（略）

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一了八（略）

九 第五十一条の二（違法駐車に対する措置）第十項、第五十一条の四（放置違反金）第二項、第六十三条（車両の検査等）第七項、第七十五条（自動車の使用者の義務等）第十一項（第七十五条の二）自動車の使用者の義務等）第三項において準用する場合を含む。）第七十八条（許可の手続）第四項、第九十四条（免許証の記載事項の変更届出等）第一項、第三百三条の二（免許の効力の仮停止）第三項（第七七条の五（自動車等の運転禁止等）第十項において準用する場合を含む。）、第七七条（免許証の返納等）第一項若しくは第三項、第七七条の五（自動車等の運転禁止等）第五項若しくは第七項又は第七七条の十（国外運転免許証の返納等）第一項若しくは第二項の規定に違反した者（第七七条の五第二号に該当する者を除く。）

九の二（略）

九の三 第七十一条の五（初心運転者標識等の表示義務）第一項若しくは第二項又は第七十一条の六（初心運転者標識等の表示義務）第一項の規定に違反した者

十（略）

2（略）

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七七条の二第四号若しくは第五号、第一百七七条の二の二第六号若しくは第七号、第一百七七条の四第三号、第一百八条第一項第二号から第六号まで、第一百九条第一項第三号の二、第五号、第十一号、第十二号、第十二号の四、第十三号若しくは第十四号、第一百九条の二第二項第三号、第一百九条の三第一項第五号、第七号若しくは第八号、第二百一十条第一項第十

・チケットの発給を受けた者を除く。）

三了八（略）

2（略）

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一了八（略）

九 第五十一条の二（違法駐車に対する措置）第十項、第五十一条の四（放置違反金）第二項、第六十三条（車両の検査等）第七項、第七十五条（自動車の使用者の義務等）第十一項（第七十五条の二）自動車の使用者の義務等）第三項において準用する場合を含む。）第七十八条（許可の手続）第四項、第九十四条（免許証の記載事項の変更届出等）第一項、第三百三条の二（免許の効力の仮停止）第三項（第七七条の五（自動車等の運転禁止等）第九項において準用する場合を含む。）、第七七条（免許証の返納等）第一項若しくは第三項、第七七条の五（自動車等の運転禁止等）第四項若しくは第六項又は第七七条の十（国外運転免許証の返納等）第一項若しくは第二項の規定に違反した者（第七七条の五第二号に該当する者を除く。）

九の二（略）

九の三 第七十一条の五（初心運転者標識等の表示義務）第一項の規定に違反した者

十（略）

2（略）

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七七条の二第二号若しくは第三号、第一百七七条の四第五号から第七号まで、第一百八条第一項第二号から第六号まで、第一百九条第一項第三号の二、第五号、第十一号、第十二号、第十二号の四、第十三号若しくは第十四号、第一百九条の三第一項第三号、第一百九条の四第一項第五号、第七号若しくは第八号、第二百一十条第一項第十号、第十号の二、第十一号の

号、第十号の二、第十一号の三若しくは第十三号又は第二百一十一条第一項第七号、第八号若しくは第九号の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(通則)

第二百二十五条 (略)

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 (略)

二 当該反則行為をした場合において、酒に酔つた状態、第一百七条の二第三号に規定する状態又は身体に第一百七条の二の二第一号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転していた者

三 (略)

3 (略)

(告知)

第二百二十六条 (略)

2・3 (略)

4 第二百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、第十九条の二又は第十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第二項の罪に当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならぬ。

別表第一(第五十一条の四関係)

放置車両の態様の区分	放置車両の種類	放置違反金の限度額
(略)	(略)	(略)
第四十九条の二第二項若しくは第五項後段の規定に違反して駐車しているもの又は第四十九条第一	(略)	(略)

三若しくは第十三号又は第二百一十一条第一項第七号、第八号若しくは第九号の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(通則)

第二百二十五条 (略)

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 (略)

二 当該反則行為をした場合において、酒に酔つた状態、第一百七条の二第一号の二に規定する状態又は身体に第一百七条の四第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転していた者

三 (略)

3 (略)

(告知)

第二百二十六条 (略)

2・3 (略)

4 第二百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、第十九条の三又は第十九条の四第一項第一号から第四号まで若しくは第二項の罪に当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならぬ。

別表第一(第五十一条の四関係)

放置車両の態様の区分	放置車両の種類	放置違反金の限度額
(略)	(略)	(略)
第四十九条の二第二項若しくは第五項後段の規定に違反して駐車しているもの又は第四十九条第二	(略)	(略)

項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の二第四項の規定に違反しているもの	(略)	(略)
--	-----	-----

備考 (略)

別表第二(第二百五条、第三十条の二関係)

反則行為の区分	反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
(略)	(略)	(略)
第百十九条の二の罪に当たる行為	(略)	(略)
第百十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は第二項の罪に当たる行為	(略)	(略)

備考 (略)

項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の二第四項の規定に違反しているもの	(略)	(略)
--	-----	-----

備考 (略)

別表第二(第二百五条、第三十条の二関係)

反則行為の区分	反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
(略)	(略)	(略)
第百十九条の三の罪に当たる行為	(略)	(略)
第百十九条の四第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は第二項の罪に当たる行為	(略)	(略)

備考 (略)

改 正 案

現

行

（使用の制限及び禁止）

第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。

一 （略）

二 道路交通法第一百七条の二第一号若しくは第三号、第一百七条の四第二号又は第一百八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 道路交通法第一百七条の二の二第一号若しくは第五号、第一百八条第一項第一号若しくは第二号又は第一百九条第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。

（使用の制限及び禁止）

第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。

一 （略）

二 道路交通法第一百七条の二第一号若しくは第一号の二、第一百七条の四第二号又は第一百八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 道路交通法第一百七条の四第三号若しくは第四号、第一百八条第一項第一号若しくは第二号又は第一百九条第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 交通事故 道路交通法第六十七条第二項に規定する交通事故をいう。</p> <p>三 (略)</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 交通事故 道路交通法第七十二条第一項に規定する交通事故をいう。</p> <p>三 (略)</p>

改 正 案

現 行

		<p>（道路交通法の規定の読替え適用等）</p> <p>第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二条の二第一項、第六十六条の二第一項、第七十四条第一項及び第二項、第七十四条の三（第五項を除く。）、第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第七十七条の二第四号及び第五号、第七十七条の二の二第六号及び第七号、第七十七条の四第三号、第七十七条の四第四号、第七十七条の四第五号、第七十七条の四第六号、第七十七条の四第七号、第七十七条の四第八号並びに第七十七条の四第九号の三の三の規定に規定する車両（同法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
第七十五条の付記	第七十五条の二第二項第三号	第七十五条の二第二項第三号、第七十五条の二第三項第四号	第七十五条の二第二項第三号、第七十五条の二第三項第四号
（略）	（略）	（略）	（略）
第七十七条の二第四号	（略）	（略）	（略）
第七十七条の二第五号	（略）	（略）	（略）
第七十七条の二の二第六号	第七十七条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号	第七十七条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定	第七十七条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定

第百十七条 の二の二第 七号	第七十五条（自動車の使用 者の義務等）第一項第四号	第七十五条（自動車の使用 者の義務等）第一項第 四号（運転代行業法第十 九条第一項の規定により 読み替えて適用される場 合及び同条第二項の規定 によりみなして適用され る場合を含む。）
第百十七条 の四第三号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第百十九条 の二第一項 第三号	(略)	(略)
第百十九条	(略)	(略)

第百十七条 の四第五号	第七十五条（自動車の使用 者の義務等）第一項第三号	第七十五条（自動車の使用 者の義務等）第一項第 三号（運転代行業法第十 九条第一項の規定により 読み替えて適用される場 合及び同条第二項の規定 によりみなして適用され る場合を含む。）
第百十七条 の四第七号	第七十五条（自動車の使用 者の義務等）第一項第四号	第七十五条（自動車の使用 者の義務等）第一項第 四号（運転代行業法第十 九条第一項の規定により 読み替えて適用される場 合及び同条第二項の規定 によりみなして適用され る場合を含む。）
(略)	(略)	(略)
第百十九条 の三第一項 第三号	(略)	(略)
第百十九条	(略)	(略)

<p>の三第一項 第四号</p>	(略)	<p>の四第一項 第四号</p>	(略)
<p>第二百二十三 条</p>	<p>第一百十九条の二第一項第三 号</p>	<p>第一百十九条の二第一項第三 号、第一百十九条の第三 一項第四号（第七十五条 （自動車の使用者の義務 等）第一項第七号に係る 部分に限る。）</p>	<p>第一百十九条の三第一項第 三号、第一百十九条の四第 一項第四号（第七十五条 （自動車の使用者の義務 等）第一項第七号に係る 部分に限る。）</p>
<p>2 前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運 転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法 第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百七条の二第 四号及び第五号、第一百七条の二の二第六号及び第七号、第一百七条 の四第三号、第一百八条第一項第四号並びに第一百十九条の二第一項第 三号の規定を適用する。</p>			
<p>3 (略)</p>			
<p>4 自動車運転代行業の用に供される車両（随伴用自動車を除く。）の 運転者が行う第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 七十五条第一項第七号に掲げる行為（道路交通法第七十五条第一項第 七号に掲げる行為を除く。）については、第一項の規定により読み替 えて適用される同法第七十五条第一項第七号及び第二項並びに第二十 九条の三第一項第四号（同法第四十七条及び第七十五条の八第一項に 係る部分を除く。）の規定は、適用しない。</p>			
<p>2 前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運 転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法 第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百七条の二第 二号及び第三号、第一百七条の四第五号から第七号まで、第一百八条 第一項第四号並びに第一百十九条の三第一項第三号の規定を適用する。</p>			
<p>3 (略)</p>			
<p>4 自動車運転代行業の用に供される車両（随伴用自動車を除く。）の 運転者が行う第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 七十五条第一項第七号に掲げる行為（道路交通法第七十五条第一項第 七号に掲げる行為を除く。）については、第一項の規定により読み替 えて適用される同法第七十五条第一項第七号及び第二項並びに第二十 九条の四第一項第四号（同法第四十七条及び第七十五条の八第一項に 係る部分を除く。）の規定は、適用しない。</p>			

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表（第七条関係）	
（略）	（略）
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）	（略）
（略）	（略）
第八條第三項、第五十一條の十三第一項、第五十八條第一項、第五十八條の三第二項、第五十九條第三項、第六十三條第三項及び第四項、第七十五條第九項（第七十五條の二第三項において準用する場合を含む。） 、第七十八條第三項、第八十九條第二項、第九十二條第一項及び第二項、第九十九條の二第四項、第九十九條の三第四項、第一百一條第三項及び第五項、第一百一條の二第三項、第一百四條の三第三項（第七十七條の五第十一項において準用する場合を含む。） 、第七十四條の四第六項、第七十七條第二項、第七十七條の七第三項、第七十九條第一項並びに第二百二十六條第一項及び第四項	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

別表（第七条関係）	
（略）	（略）
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）	（略）
（略）	（略）
第八條第三項、第五十一條の十三第一項、第五十八條第一項、第五十八條の三第二項、第五十九條第三項、第六十三條第三項及び第四項、第七十五條第九項（第七十五條の二第三項において準用する場合を含む。） 、第七十八條第三項、第八十九條第二項、第九十二條第一項及び第二項、第九十九條の二第四項、第九十九條の三第四項、第一百一條第三項及び第五項、第一百一條の二第三項、第一百四條の三第三項（第七十七條の五第十一項において準用する場合を含む。） 、第七十四條の四第六項、第七十七條第二項、第七十七條の七第三項、第七十九條第一項並びに第二百二十六條第一項及び第四項	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（道路交通法の一部改正） 第七十一条 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第八十条の四第三項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。</p> <p>第八十条の十三第一項、第八十条の三十一第一項及び第八十条の三十二第一項中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。</p>	<p>（道路交通法の一部改正） 第七十一条 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十一条の三第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改め、同条第十三項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。</p> <p>第八十条の四第三項第一号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。</p> <p>第八十条の十三第一項、第八十条の三十一第一項及び第八十条の三十二第一項中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。</p>